官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○供託規則の一部を改正する省令（法務五五）　一
○クリーニング業法施行規則及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一五）　五
○電気関係報告規則の一部を改正する省令（経済産業七四）　一〇
〔法規的告示〕
○主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示（経済産業一七一）　一七
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　一九
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構第九期事業年度財務諸表、大深度地下の公共的使用関係　二五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　二六
会社その他
会社決算公告　六六

省　令

○法務省令第五十五号

供託法（明治三十二年法律第十五号）第八条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、供託規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十日

法務大臣　平口　洋

供託規則の一部を改正する省令

供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（添付書類の原本還付） **第九条の二**　供託書、代供託請求書、附属供託請求書、供託物保管替請求書、供託物払渡請求書、供託金利息請求書又は供託有価証券利札請求書に添付した書類については、供託又は請求に際し、還付を請求することができる。ただし、第三十条第一項の証明書及び委任による代理人の権限を証する書面であつてこれらの請求書に係る請求のためにのみ作成されたものについては、この限りでない。 ［2～5　略］ （供託物払渡請求書） **第二十二条**　［略］ 2　［略］ ［一～四　略］ 五　供託金の払渡しを請求するときは、次に掲げる方法のうちいずれの方法により供託金の払渡しを受けようとするかの別 イ　預貯金振込みの方法（日本銀行が指定した銀行その他の金融機関の当該請求者又はその代理人の預金又は貯金に振り込む方法をいう。第四十三条第一項において同じ。） ロ　国庫金振替の方法 ハ　小切手の振出しの方法	（添付書類の原本還付） **第九条の二**　供託書、代供託請求書、附属供託請求書、供託物保管替請求書、供託物払渡請求書、供託金利息請求書又は供託有価証券利札請求書に添付した書類については、供託又は請求に際し、還付を請求することができる。ただし、第三十条第一項の証明書及び代理人の権限を証する書面（官庁又は公署の作成に係るものを除く。）については、この限りでない。 ［2～5　同上］ （供託物払渡請求書） **第二十二条**　［同上］ 2　［同上］ ［一～四　同上］ 五　隔地払の方法（供託所の保管金取扱店である日本銀行所在地外の日本銀行その他供託官の定める銀行において供託金の払渡しをする方法をいう。）又は預貯金振込みの方法（日本銀行が指定した銀行その他の金融機関の当該請求者又はその代理人の預金又は貯金に振り込む方法をいう。第四十三条第一項において同じ。）により供託金の払渡しを受けようとするときは、その旨

二　隔地払の方法（供託所の保管金取扱店である日本銀行所在地外の日本銀行その他供託官の定める銀行において供託金の払渡しをする方法をいう。）

［号を削る。］

六～十一　［略］

（印鑑証明書の添付等）

第二十六条　［略］

2　［略］

3　［略］

［一～三　略］

四　法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託物の取戻しを請求する場合において、官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を供託物払渡請求書に添付したとき。

［五・六　略］

4　［略］

（払渡しの手続）

第二十八条　供託官は、供託金の払渡しの請求を理由があると認めるときは、供託物払渡請求書に払渡しを認可する旨を記載して押印しなければならない。

2　前項の場合において、供託物払渡請求書に第二十二条第二項第五号イ又はニの方法により供託金の払渡しを受けようとする旨の記載があるときは、供託官は、財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定に従い、日本銀行に供託金の払渡しをさせるための手続をし、請求者又はその代理人に当該手続をした旨を通知しなければならない。

六　国庫金振替の方法により供託金の払渡しを受けようとするときは、その旨

七～十二　［同上］

（印鑑証明書の添付等）

第二十六条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

四　法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託物の取戻しを請求する場合において、官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を供託物払渡請求書（当該請求書に委任による代理人の預金又は貯金に振り込む方法による旨の記載がある場合を除く。次号において同じ。）に添付したとき。

［五・六　同上］

4　［同上］

（払渡しの手続）

第二十八条　供託官は、供託金の払渡しの請求を理由があると認めるときは、供託物払渡請求書に払渡しを認可する旨を記載して押印しなければならない。この場合には、供託官は、請求者をして当該請求書に受領を証させ、財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定に従い小切手を振り出して、請求者に交付しなければならない。

2　供託物払渡請求書に第二十二条第二項第五号の記載があるときは、供託官は、前項後段の手続に代えて、財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定に従い、日本銀行に供託金の払渡しをさせるための手続をし、請求者又はその代理人に当該手続をした旨を通知しなければならない。

3　第一項の場合において、供託物払渡請求書に第二十二条第二項第五号ロの方法により供託金の払渡しを受けようとする旨の記載があるときは、供託官は、財務大臣の定める国庫内の移換のための払渡しに関する規定に従い、国庫金振替の手続をしなければならない。

4　第一項の場合において、供託物払渡請求書に第二十二条第二項第五号ハの方法により供託金の払渡しを受けようとする旨の記載があるときは、供託官は、請求者をして当該供託物払渡請求書に受領を証させ、財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定に従い小切手を振り出して、請求者に交付しなければならない。

第三十五条　［略］

2　［略］

一　第二十二条第二項第一号、第五号及び第七号から第十一号までに掲げる事項

二　［略］

［3・4　略］

（利札の払渡し）

第三十六条　［略］

2　［略］

一　第二十二条第二項第一号及び第七号から第十一号までに掲げる事項

二　［略］

3　［略］

（供託金又は供託金利息の払渡手続の特則）

第四十三条　［略］

2　供託官は、第三十九条第一項の規定により前項の請求に係る申請書情報が送信された場合において、当該請求を理由があると認めるときは、第二十八条第一項（第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該申請書情報の内容を用紙に出力したものに払渡しを認可する旨を記載して押印しなければならない。

3　供託物払渡請求書に第二十二条第二項第六号の記載があるときは、供託官は、第一項後段の手続に代えて、財務大臣の定める国庫内の移換のための払渡しに関する規定に従い、国庫金振替の手続をしなければならない。

［項を加える。］

第三十五条　［同上］

2　［同上］

一　第二十二条第二項第一号、第五号、第六号、第八号から第十二号までに掲げる事項

二　［同上］

［3・4　同上］

（利札の払渡し）

第三十六条　［同上］

2　［同上］

一　第二十二条第二項第一号、第八号から第十二号までに掲げる事項

二　［同上］

3　［同上］

（供託金又は供託金利息の払渡手続の特則）

第四十三条　［同上］

2　供託官は、第三十九条第一項の規定により前項の請求に係る申請書情報が送信された場合において、当該請求を理由があると認めるときは、第二十八条第一項前段（第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該申請書情報の内容を用紙に出力したものに払渡しを認可する旨を記載して押印しなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二十五号書式を次のように改める。

第二十五号書式（第２２条第１項関係）

供　託　金　払　渡　請　求　書

供託金払渡請求書

係員印	受付		調査		照合		交付		元帳	

請求年月日	年　月　日	受付番号	第　号	年　月　日
供託所の表示		整理番号	第　号	認可　㊞

請求者の住所氏名等	（　－　） （会社法人等番号（任意））　－　－ （代理人による請求のときは、代理人の住所氏名も記載します。）	払渡請求事由及び還付取戻の別	還付	1.供託受諾　2.配当金受領　3.
			取戻	1.供託不受諾　2.供託原因消滅　3.
		希望する払渡しの方法	1.預貯金振込	
			振込先	金融機関　銀行　店
				種別　普通・当座・通知・別段
				口座番号
				口座名義人(カナ書き)
			2.国庫金振替	
			3.小切手	
			4.隔地払	金融機関　銀行　店
				受取人

供託番号	元本金額	利息を付す期間		利息金額	備考
年度金第　号	円	年　月から 年　月まで	月	円	
年度金第　号		年　月から 年　月まで	月		
年度金第　号		年　月から 年　月まで	月		元　件
年度金第　号		年　月から 年　月まで	月		利
元本合計額	億　千　百　十　万　千　百　十　円				計

（注）元本合計額の冒頭に￥記号を記入します。

上記金額を受領した。

年　月　日

受取人氏名

（代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名）

頁　／

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

第三十号書式を次のように改める。

第三十号書式（第３５条第１項関係）

供　託　金　利　息　請　求　書

供託金利息請求書

係員印	受付		調査		照合		交付		元帳	

請求年月日	年　月　日	受付番号	第　号	年　月　日
供託所の表示		整理番号	第　号	認可　㊞

請求者の住所氏名等	（　－　） （会社法人等番号（任意））　－　－ （代理人による請求のときは、代理人の住所氏名も記載します。）	希望する払渡しの方法	1.預貯金振込	
			振込先	金融機関　銀行　店
				種別　普通・当座・通知・別段
				口座番号
				口座名義人(カナ書き)
			2.国庫金振替	
			3.小切手	
			4.隔地払	金融機関　銀行　店
				受取人

供託番号	元本金額	利息を付す期間		利息金額	備考
年度金第　号	円	年　月から 年　月まで	月	円	
年度金第　号		年　月から 年　月まで	月		
年度金第　号		年　月から 年　月まで	月		
年度金第　号		年　月から 年　月まで	月		
			計	円	

上記供託金利息を受領した。

年　月　日

受取人氏名

（代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名）

頁　／

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

第三十三号書式を次のように改める。

第三十三号書式（第４８条第２項関係）閲覧申請書

閲　覧　申　請　書

閲覧の目的
（利害関係）

閲覧しようとする関係書類及びその部分

上記のとおり閲覧を申請します。

年　月　日

申請人

住　所

氏　名

（会社法人等番号（任意））　－　－

（印鑑証明書を添付するときは、押印が必要です（委任による代理人を除く。）。）

法務局（地方法務局・支局）　御中

第三十四号書式を次のように改める。

第三十四号書式（第４９条第２項関係）証明申請書

証　明　申　請　書

証明申請の目的
（利害関係）

証明を申請する事項

上記のとおり証明を申請します。

年　月　日

申請人

住　所

氏　名

（会社法人等番号（任意））　－　－

（印鑑証明書を添付するときは、押印が必要です（委任による代理人を除く。）。）

法務局（地方法務局・支局）　御中

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和七年十二月一日から施行する。

（書式の用紙の使用に関する経過措置）

２　この省令による改正前の書式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

○厚生労働省令第百十五号

クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）第三条及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第五項の規定に基づき、クリーニング業法施行規則及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

クリーニング業法施行規則及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（クリーニング業法施行規則の一部改正）

第一条　クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（試験）	（試験）
第三条　クリーニング師試験を受けようとする者は、住所、氏名、生年月日、性別及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）を書いた受験願書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事（法第七条の二第一項の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）が当該クリーニング師試験に係る受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。	**第三条**　クリーニング師試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事（法第七条の二第一項の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）が当該クリーニング師試験に係る受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
（免許申請手続）	（免許申請手続）
第四条　法第六条に規定するクリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号を書いた申請書に次の書類を添えて、クリーニング師試験合格地の都道府県知事（法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の行つたクリーニング師試験を受けた者にあつては、当該試験事務を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）に申請しなければならない。	**第四条**　法第六条に規定するクリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を書いた申請書に次の書類を添えて、クリーニング師試験合格地の都道府県知事（法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の行つたクリーニング師試験を受けた者にあつては、当該試験事務を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）に申請しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）

（免許証の再交付）

第六条　クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、住所、氏名、生年月日、性別、個人番号及び申請理由を書いた申請書に、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。

2　（略）

（免許証の訂正の申請等）

第八条　（略）

2　前項の申請をするには、住所、生年月日、性別及び個人番号を書いた申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
（免許証の再交付） **第六条**　クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、住所、氏名、生年月日、性別、個人番号及び申請理由を書いた申請書に、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。 2　（略） （免許証の訂正の申請等） **第八条**　（略） 2　前項の申請をするには、住所、生年月日、性別及び個人番号を書いた申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。	（免許証の再交付） **第六条**　クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、その旨を書き、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。 2　（略） （免許証の訂正の申請等） **第八条**　（略） （新設）
（免状の再交付） **第十二条**　（略） 2・3　（略） 4　免状を破り、又はよごした者が第一項の申請をする場合には、当該免状を廃棄した旨を報告しなければならない。 5　免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、厚生労働大臣に失つた免状を廃棄した旨を報告するものとする。 （免状の廃棄） **第十三条**　免状の交付を受けている者が死亡し、又は失踪（そう）の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者は、一箇月以内に、厚生労働大臣に免状を廃棄した旨を報告するものとする。	（免状の再交付） **第十二条**　（略） 2・3　（略） 4　免状を破り、又はよごした者が第一項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。 5　免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返還するものとする。 （免状の返還） **第十三条**　免状の交付を受けている者が死亡し、又は失踪（そう）の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者は、一箇月以内に、厚生労働大臣に免状を返還するものとする。

（傍線部分は改正部分）

様式第一号（第九条関係）

（表　面）

収入印紙 （消印してはならない）

建築物環境衛生管理技術者免状交付申請書

ふりがな 氏　名		生年月日	年　月　日生
旧　姓		通称名	
個人番号			
本　籍			
性　別	1　男　　2　女		
住　所	郵便番号　　電話番号　—　—		
建築物環境衛生管理技術者となる資格	㋑　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習会の課程を修了した。 （修了年月日　年　月　日 修了証書番号　第　号）		
	㋺　建築物環境衛生管理技術者試験に合格した。 （受験年月日　年　月　日 受験番号　第　号）		

（裏　面）

私は、表面の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次の欠格事由に該当しないことを誓約します。

1　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第７条第３項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して１年を経過しない者

2　建築物における衛生的環境の確保に関する法律又は同法に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しないもの

上記により、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けたいので申請します。

年　月　日

氏名

厚生労働大臣殿

備考　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

様式第一号、様式第三号及び様式第四号を次のように改める。

様式第三号（第十一条関係）

建築物環境衛生管理技術者免状書換え交付申請書

建築物環境衛生管理技術者免状番号及び交付年月日	第　　号 （　　年　　月　　日）		
ふりがな 氏名		生年月日	年　　月　　日生
旧姓		通称名	
個人番号			
本籍			
性別	１　男　　２　女		
住所	郵便番号　　電話番号　　―　　―		
書換え交付申請の理由			

上記により、建築物環境衛生管理技術者免状の書換え交付を受けたいので申請します。

年　　月　　日

氏　名

厚生労働大臣殿

備考　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年十二月二十二日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第四号（第十二条関係）

収入印紙 （消印してはならない）

建築物環境衛生管理技術者免状再交付申請書

建築物環境衛生管理技術者免状番号及び交付年月日	第　　号 （　　年　　月　　日）		
ふりがな 氏名		生年月日	年　　月　　日生
旧姓		通称名	
個人番号			
本籍			
性別	1　男　　2　女		
住所	郵便番号　　電話番号　　―　　―		
再交付申請の理由			

上記により、建築物環境衛生管理技術者免状の再交付を受けたいので申請します。

年　　月　　日

氏　名

厚生労働大臣殿

備考　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

○経済産業省令第七十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百六条の規定に基づき、電気関係報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

電気関係報告規則の一部を改正する省令

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第一条**　（略） ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二　（略） 三　「主要電気工作物」とは、小規模発電設備に属するもの（太陽電池発電設備に属するもの（太陽電池、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器、逆変換装置及び電力貯蔵装置）及び風力発電設備に属するもの（風力機関、発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器、逆変換装置及び電力貯蔵装置）に限る。）及び施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち次に掲げるものをいう。 イ　水力発電所に属するものにあつては、ダム、取水設備、沈砂池、導水路、放水路、ヘッドタンク、サージタンク、水圧管路、水車、揚水式発電所における揚水用のポンプ、貯水池、調整池、発電機（出力三万キロワット以上のものに限る。）、変圧器（電圧十七万ボルト以上かつ容量が十万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、負荷時電圧調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、負荷時電圧位相調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、調相機（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、電力用コンデンサー（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、周波数変換機器（容量十五万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、整流機器（容量十五万キロボルトアンペア以上の直流電源用のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、遮断器（電圧十七万ボルト以上の送電線引出口のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）並びに電力貯蔵装置（容量が二十キロワットアワーを超えるものに限り、専ら非常用のものを除く。以下ロからトまで及びリにおいて同じ。）	（定義） **第一条**　（略） ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二　（略） 三　「主要電気工作物」とは、小規模発電設備に属するもの（太陽電池発電設備に属するもの（太陽電池、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）及び風力発電設備に属するもの（風力機関、発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）に限る。）及び施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち次に掲げるものをいう。 イ　水力発電所に属するものにあつては、ダム、取水設備、沈砂池、導水路、放水路、ヘッドタンク、サージタンク、水圧管路、水車、揚水式発電所における揚水用のポンプ、貯水池、調整池、発電機（出力三万キロワット以上のものに限る。）、変圧器（電圧十七万ボルト以上かつ容量が十万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、負荷時電圧調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、負荷時電圧位相調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、調相機（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、電力用コンデンサー（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、周波数変換機器（容量十五万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、整流機器（容量十五万キロボルトアンペア以上の直流電源用のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）並びに遮断器（電圧十七万ボルト以上の送電線引出口のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）

ロ　火力発電所に属するものにあつては、蒸気タービン、ボイラー、独立過熱器、蒸気貯蔵器、蒸気井、ガスタービン、内燃機関、燃料設備、ばい煙処理設備、液化ガス設備、ガス化炉設備、脱水素設備並びに施行規則別表第二の発電所の二の（一）の下欄に掲げる発電設備に係る発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び電力貯蔵装置

ハ　燃料電池発電所に属するものにあつては、燃料電池設備（出力五百キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器、逆変換装置（容量五百キロボルトアンペア以上のものに限る。）及び電力貯蔵装置

ニ　太陽電池発電所に属するものにあつては、太陽電池（出力五十キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器、逆変換装置（容量五十キロボルトアンペア以上のものに限る。）及び電力貯蔵装置

ホ　風力発電所に属するものにあつては、風力機関、発電機（出力二十キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器、逆変換装置（容量二十キロボルトアンペア以上のものに限る。へにおいて同じ。）及び電力貯蔵装置

ヘ　蓄電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、調相機（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、周波数変換機器、整流機器、遮断器、逆変換装置並びに電力貯蔵装置

ト　変電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、調相機（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、分路リアクトル（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、限流リアクトル（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び電力貯蔵装置

ロ　火力発電所に属するものにあつては、蒸気タービン、ボイラー、独立過熱器、蒸気貯蔵器、蒸気井、ガスタービン、内燃機関、燃料設備、ばい煙処理設備、液化ガス設備、ガス化炉設備、脱水素設備並びに施行規則別表第二の発電所の二の（一）の下欄に掲げる発電設備に係る発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び電力貯蔵装置

ハ　燃料電池発電所に属するものにあつては、燃料電池設備（出力五百キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器、逆変換装置（容量五百キロボルトアンペア以上のものに限る。）及び電力貯蔵装置

ニ　太陽電池発電所に属するものにあつては、太陽電池（出力五十キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器、逆変換装置（容量五十キロボルトアンペア以上のものに限る。）及び電力貯蔵装置

ホ　風力発電所に属するものにあつては、風力機関、発電機（出力二十キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量二十キロボルトアンペア以上のものに限る。）

ヘ　蓄電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、調相機（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置並びに電力貯蔵装置（出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上のものに限る。）

ト　変電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、調相機（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、分路リアクトル（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、限流リアクトル（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、周波数変換機器、整流機器及び遮断器

チ　（略）

リ　需要設備に属するものにあつては、遮断器（他の者が設置する電気工作物と電気的に接続するための受電電圧一万ボルト以上のものに限る。）、変圧器（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。ただし、放電灯用変圧器、試験用変圧器等の特殊用途に供されるものを除く。）、周波数変換機器及び整流機器（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、調相機及び分路リアクトル（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）並びに電線（ケーブルを含み、電圧五万ボルト以上の電線路のものに限る。）、支持物（電圧五万ボルト以上の電線路のものに限る。）及び電力貯蔵装置

四～十四　（略）

（事故報告）

第三条　電気事業者（法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この項において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、蓄電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの、原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

事故	報告先
一～三　（略）	電気事業者　（略）
四　次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
イ～ヘ　（略）	
ト　容量が二十キロワットアワーを超える蓄電所	
チ～ヌ　（略）	
五～十四　（略）	（略）

2　（略）

チ　（略）

リ　需要設備に属するものにあつては、遮断器（他の者が設置する電気工作物と電気的に接続するための受電電圧一万ボルト以上のものに限る。）、変圧器（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。ただし、放電灯用変圧器、試験用変圧器等の特殊用途に供されるものを除く。）、周波数変換機器及び整流機器（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、調相機及び分路リアクトル（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）並びに電線（ケーブルを含み、電圧五万ボルト以上の電線路のものに限る。）及び支持物（電圧五万ボルト以上の電線路のものに限る。）

四～十四　（略）

（事故報告）

第三条　電気事業者（法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この項において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、蓄電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの、原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

事故	報告先
一～三　（略）	電気事業者　（略）
四　次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
イ～ヘ　（略）	
ト　出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上の蓄電所	
チ～ヌ　（略）	
五～十四　（略）	（略）

2　（略）

様式第８の第３表及び第５表から第７表までを次のように改める。

第３表　水力発電所（電気設備）事故被害数表

年度分　　事業者名：

被害箇所＼原因		設備不備 製作不完全	設備不備 施工不完全	保守不備 保守不完全	保守不備 自然劣化	自然災害 風雨	自然災害 氷雪	自然災害 雷	自然災害 地震	自然災害 水害	自然災害 山崩れ・雪崩	自然災害 塩・ちり・ガス	故意・過失 作業者の過失	故意・過失 公衆の故意・過失	他物接触 樹木接触	他物接触 鳥獣接触	他事故波及 自社	他事故波及 他社	その他	不明	合計
発電機	電機子巻線																				
	界磁巻線																				
	軸受																				
	励磁装置																				
	その他																				
	計																				
主要変圧器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他																				
	計																				
調相機																					
接地装置																					
避雷器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
油入遮断器																					
がいし型遮断器																					
空気遮断器																					
磁気遮断器																					
ガス遮断器																					
その他遮断器																					
開閉器																					
断路器																					
電力貯蔵装置																					
所内変圧器																					
起動用変圧器																					
非常用予備発電装置																					
計器用変成器																					
計器・継電器類																					
主要回路																					
補助回路																					
制御回路																					
制御電源装置																					
その他																					
合計																					

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第５表　火力発電所（電気設備）事故被害数表［原動力種別：　　］

年度分　　事業者名：＿＿＿＿＿＿

被害箇所＼原因		設備不備 製作不完全	設備不備 施工不完全	保守不備 保守不完全	保守不備 自然劣化	自然災害 風雨	自然災害 氷雪	自然災害 雷	自然災害 地震	自然災害 水害	自然災害 山崩れ・雪崩	自然災害 塩・ちり・ガス	故意・過失 作業者の過失	故意・過失 公衆の故意・過失	他物接触 樹木接触	他物接触 鳥獣接触	他事故波及 自社	他事故波及 他社	その他	不明	合計
発電機	電機子巻線																				
	界磁巻線																				
	軸受																				
	励磁装置																				
	その他																				
	計																				
主要変圧器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他																				
	計																				
調相機																					
接地装置																					
避雷器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
油入遮断器																					
がいし型遮断器																					
空気遮断器																					
磁気遮断器																					
ガス遮断器																					
その他遮断器																					
開閉器																					
断路器																					
電力貯蔵装置																					
所内変圧器																					
起動用変圧器																					
非常用予備発電装置																					
計器用変成器																					
計器・継電器類																					
主要回路																					
補助回路																					
制御回路																					
制御電源装置																					
その他																					
合計																					

備考１　本表は、原動力種別ごとにそれぞれ作成すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　３　本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第６表　太陽電池発電所　事故被害数表

年度分　　事業者名：＿＿＿＿＿＿＿＿

原因／被害箇所		設備不備		保守不備		自然現象							故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
太陽電池																					
主要変圧器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他																				
	計																				
調相機																					
接地装置																					
避雷器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
限流リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
負荷時電圧位相調整器																					
周波数変換機器																					
整流機器																					
逆変換装置																					
油入遮断器																					
がいし型遮断器																					
空気遮断器																					
磁気遮断器																					
ガス遮断器																					
その他遮断器																					
開閉器																					
断路器																					
電力貯蔵装置																					
所内変圧器																					
起動用変圧器																					
非常用予備発電装置																					
計器用変成器																					
計器・継電器類																					
主要回路																					
補助回路																					
制御回路																					
制御電源装置																					
集電箱																					
その他																					
合計																					

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

附　則

この省令は、令和七年十一月二十日から施行する。

第７表　風力発電所　事故被害数表

年度分　　事業者名：＿＿＿＿＿＿

被害箇所＼原因		設備不備		保守不備		自然現象							故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
発電機	電機子巻線																				
	界磁巻線																				
	軸受																				
	励磁装置																				
	その他																				
	計																				
主要変圧器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他																				
	計																				
風力機関	ブレード																				
	増速器																				
	ハブ																				
	主軸																				
	支持物																				
	その他																				
	計																				
調相機																					
接地装置																					
避雷器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
限流リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
負荷時電圧位相調整器																					
周波数変換機器																					
整流機器																					
逆変換装置																					
油入遮断器																					
がいし型遮断器																					
空気遮断器																					
磁気遮断器																					
ガス遮断器																					
その他遮断器																					
開閉器																					
断路器																					
電力貯蔵装置																					
所内変圧器																					
起動用変圧器																					
非常用予備発電装置																					
計器用変成器																					
計器・継電器類																					
主要回路																					
補助回路																					
制御回路																					
制御電源装置																					
その他																					
合計																					

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

法規的告示

○経済産業省告示第百七十一号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第六号の規定に基づき、主要電気工作物を構成する設備を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第二百三十八号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十一月二十日から施行する。

令和七年十一月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後

主要電気工作物	主設備
一　水力発電所	
（略）	（略）
電力貯蔵装置（容量が二十キロワットアワーを超えるものに限り、専ら非常用のものを除く。以下次号から第七号まで及び第九号において同じ。）	電力貯蔵装置
二　火力発電所	
（略）	（略）
電力貯蔵装置	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
三　燃料電池発電所	
（略）	（略）
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
四　太陽電池発電所	
（略）	（略）
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

改正前

主要電気工作物	主設備
一　水力発電所	
（略）	（略）
（新設）	（新設）
二　火力発電所	
（略）	（略）
（新設）	（新設）
三　燃料電池発電所	
（略）	（略）
（新設）	（新設）
四　太陽電池発電所	
（略）	（略）
（新設）	（新設）

四の二　太陽電池発電設備

主要電気工作物	主設備
（略）	（略）
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

五　風力発電所

主要電気工作物	主設備
（略）	（略）
逆変換装置（容量二十キロボルトアンペア以上のものに限る。第六号において同じ。）	第三号の燃料電池発電所の主設備の欄に掲げるもの
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

五の二　風力発電設備

主要電気工作物	主設備
（略）	（略）
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

六　蓄電所

主要電気工作物	主設備
（略）	（略）
逆変換装置	第三号の燃料電池発電所の主設備の欄に掲げるもの
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

四の二　太陽電池発電設備

主要電気工作物	主設備
（略）	（略）
（新設）	（新設）

五　風力発電所

主要電気工作物	主設備
（略）	（略）
逆変換装置（容量二十キロボルトアンペア以上のものに限る。）	第三号の燃料電池発電所の主設備の欄に掲げるもの
（新設）	（新設）

五の二　風力発電設備

主要電気工作物	主設備
（略）	（略）
（新設）	（新設）

六　蓄電所

主要電気工作物	主設備
（略）	（略）
逆変換装置（容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）	第三号の燃料電池発電所の主設備の欄に掲げるもの
電力貯蔵装置（出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上のものに限る。）	電力貯蔵装置

七　変電所

主要電気工作物	主設備
（略）	（略）
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

八　（略）

九　需要設備

主要電気工作物	主設備
（略）	（略）
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

七　変電所

主要電気工作物	主設備
（略）	（略）
（新設）	（新設）

八　（略）

九　需要設備

主要電気工作物	主設備
（略）	（略）
（新設）	（新設）

官庁報告

産業

日本産業規格

令和７年11月20日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年11月20日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

半導体電力変換システム及び装置の電力量計量の性能及び試験方法	C1291
フレキシブル導波管接続部かん合標準	C6610
燃料電池技術―第９―101部：ライフサイクル思考に基づく燃料電池発電システムの環境性能評価法―家庭用燃料電池熱電併給システムのライフサイクルを考慮した簡易的な環境性能評価	C62282―９―101
太陽光発電システム―直流アーク検出及び遮断	C63027
人間工学―人とシステムとのインタラクション―第221部：人間中心設計プロセスアセスメントモデル	Z8530―221

（認定機関　一般財団法人　日本規格協会　申出）

レーザ及びレーザ関連機器―レーザ光のビーム幅，ビーム広がり角及びビーム伝搬比の試験方法―第１部：無収差ビーム及び単純非点収差ビーム	C6192―１
レーザ及びレーザ関連機器―レーザ光のビーム幅，ビーム広がり角及びビーム伝搬比の試験方法―第２部：一般非点収差ビーム	C6192―２
光ファイバセンサ―第１―１部：ひずみ測定―ファイバブラッググレーティングに基づくひずみセンサ	C61757―１―１
自動認識及びデータ取得技術―ＲＦＩＤのサプライチェーンへの適用―製品タグ付け，製品包装，輸送単位，リターナブル輸送器材及びリターナブル包装器材	X0560

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

セラミックタイル	A5209
マシニングセンタ―試験条件―第10部：熱変形試験	B6336―10
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第２―16部：食品くずディスポーザの個別要求事項	C9335―２―16
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第２―55部：水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項	C9335―２―55
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第２―59部：電撃殺虫器の個別要求事項	C9335―２―59
燃料電池技術―第４―101部：電気式産業車両に用いる燃料電池発電システム―安全性	C62282―４―101

銀地金の光電測光法による発光分光分析方法	H1183
タングステン粉及びタングステンカーバイド粉分析方法	H1402
未硬化及び硬化シリコーンゴムの物理試験方法	K6249
生地の防蚊性試験方法―第１部：誘引吸血装置法	L1950―1
岩石の圧縮強さ試験方法	M0302
岩石の引張強さ試験方法	M0303
情報交換用ＣＤ―ＲＯＭのボリューム構造及びファイル構造	X0606
（認定機関　一般財団法人　日本規格協会　申出）	
絶縁抵抗計	C1302
巻線共通規格―第０―１部：一般特性―エナメル銅線	C3215―0―1
巻線共通規格―第０―２部：一般特性―エナメル平角銅線	C3215―0―2
巻線共通規格―第０―３部：一般特性―エナメルアルミニウム線	C3215―0―3
巻線共通規格―第０―４部：一般特性―ガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線	C3215―0―4
巻線個別規格―第17部：クラス105のポリビニルアセタール平角銅線	C3215―17
電子機器用固定コンデンサ―第20部：品種別通則：表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサ	C5101―20
電子機器用固定コンデンサ―第23部：品種別通則：表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサ	C5101―23
波長選択性のない光ブランチングデバイス―第１部：通則	C5910―1
光伝送用パワー制御受動部品―第４部：シングルモード光ファイバ用プラグレセプタクル形固定光減衰器	C5920―4
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第２―６部：試験―かん合部締結強度―軸方向引張り	C61300―2―6
パーソナルコンピュータの消費電力測定方法	C62623
超電導関連用語	H7005
システム及びソフトウェア技術―製品ライフサイクル及びサービスマネジメントの利用者用情報のためのコンテンツ管理	X0154

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

プラスチック燃焼ガスの分析方法	K7217
ＲＦＩＤのサプライチェーンへの適用―リターナブル輸送器材（ＲＴＩ）及びリターナブル包装器材（ＲＰＩ）	Z0664
ＲＦＩＤのサプライチェーンへの適用―輸送単位	Z0665
ＲＦＩＤのサプライチェーンへの適用―製品包装	Z0666
ＲＦＩＤのサプライチェーンへの適用―製品タグ付け	Z0667
（認定機関　一般財団法人　日本規格協会　申出）	
電子機器用固定コンデンサ―第20―１部：ブランク個別規格：表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサ　評価水準ＥＺ	C5101―20―1
電子機器用固定コンデンサ―第23―１部：ブランク個別規格：表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサ　評価水準ＥＺ	C5101―23―1

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構第９期事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、第９期事業年度（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年11月20日

千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目９番１号
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
理事長　小安　重夫

貸　借　対　照　表

令和７年３月31日　（単位：円）

科目	金額		
（資産の部）			
Ⅰ．流動資産			74,649,426,865
現金及び預金		29,695,848,810	
売掛金	859,807,030		
貸倒引当金	△ 550,512		
小計		859,256,518	
貯蔵品		39,463,065	
補助金未収金		12,032,319	
未成受託研究支出金		32,610,566,415	
前渡金		10,105,927,091	
前払費用		159,611,475	
賞与引当金見返(注)		1,126,044,129	
環境対策引当金見返(注)		23,309,022	
その他の流動資産	17,376,445		
貸倒引当金	△ 8,424		
小計		17,368,021	
Ⅱ．固定資産			131,033,493,075
１．有形固定資産		121,203,244,116	
建物	81,052,279,340		
減価償却累計額	△ 49,941,945,955		
減損損失累計額	△ 11,412,404		
小計		31,098,920,981	
構築物	5,923,207,687		
減価償却累計額	△ 3,321,594,720		
小計		2,601,612,967	
機械装置	125,018,130,039		
減価償却累計額	△ 98,786,213,051		
小計		26,231,916,988	
医療用器械備品	3,018,055,272		
減価償却累計額	△ 2,848,841,442		
減損損失累計額	△ 23,229,075		
小計		145,984,755	
車両運搬具	210,036,968		
減価償却累計額	△ 188,047,830		
小計		21,989,138	
工具器具備品	42,917,497,495		
減価償却累計額	△ 35,208,663,010		
小計		7,708,834,485	
その他の有形固定資産	464,387,877		
減価償却累計額	△ 386,230,387		
小計		78,157,490	
土地	31,323,097,595		
小計		31,323,097,595	
建設仮勘定		21,992,729,717	
２．無形固定資産		905,193,306	
特許権		112,459,063	
ソフトウェア		455,005,639	
工業所有権仮勘定		331,327,993	
その他無形固定資産		6,400,611	
３．投資その他の資産		8,925,055,653	
長期前払費用		97,876,501	
退職給付引当金見返(注)		7,991,613,775	
前払年金費用		580,431,507	
環境対策引当金見返(注)		240,062,460	
敷金・保証金	14,960,260		
小計		14,960,260	
破産更生債権等	220		
貸倒引当金	△ 220		
小計		—	
その他の資産		111,150	
資　産　合　計			205,682,919,940
（負債の部）			
Ⅰ．流動負債			75,213,501,035
運営費交付金債務(注)		4,414,286,840	
預り施設費(注)		82,873,010	
預り補助金等(注)		10,184,175,679	
預り寄附金(注)		83,740,836	
ＢＡ分担金(注)		3,770,809,546	
預り金		574,214,698	
買掛金		9,281,122,478	

未払金		10,365,545,301	
前受金		34,868,039,055	
短期リース債務		398,510,006	
引当金		1,149,353,151	
賞与引当金	1,126,044,129		
環境対策引当金	23,309,022		
資産除去債務		6,073,235	
その他の流動負債		34,757,200	
Ⅱ．固定負債			46,684,083,199
資産見返負債㈱		34,002,769,383	
資産見返運営費交付金	5,281,570,596		
資産見返補助金等	6,601,491,448		
資産見返寄附金	609,253,365		
資産見返ＢＡ分担金	181,543,097		
資産見返物品受贈額	1,040		
建設仮勘定見返運営費交付金	592,760,981		
建設仮勘定見返施設費	19,399,532,654		
建設仮勘定見返補助金等	135,870,060		
建設仮勘定見返寄附金	988,303,142		
建設仮勘定見返ＢＡ分担金	212,443,000		
長期リース債務		700,342,287	
放射性廃棄物処理処分長期前受金		119,893	
長期預り寄附金㈱		39,880,009	
引当金		8,231,676,235	
退職給付引当金	7,991,613,775		
環境対策引当金	240,062,460		
資産除去債務		3,128,863,885	
前払年金費用見返㈱		580,431,507	
負　債　合　計			121,897,584,234
（純資産の部）			
Ⅰ．資本金			86,983,728,433
政府出資金		86,983,728,433	
Ⅱ．資本剰余金			△ 5,645,273,048
資本剰余金		109,091,587,746	
その他行政コスト累計額㈱		△ 114,736,860,794	
減価償却相当累計額	△ 111,472,239,563		
減損損失相当累計額	△ 18,533,152		
利息費用相当累計額	△ 258,068,984		
承継資産に係る費用相当累計額	△ 859,860,856		
除売却差額相当累計額	△ 2,128,158,239		
Ⅲ．利益剰余金			2,446,880,321
前中長期目標期間繰越積立金㈱		1,012,042,877	
積立金		986,920,890	
当期未処分利益		447,916,554	
（うち当期総利益		447,916,554）	
純　資　産　合　計			83,785,335,706
負 債 純 資 産 合 計			205,682,919,940

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

経常費用		
研究業務費		
給与、賞与及び手当	9,441,099,867	
賞与引当金繰入	996,357,830	
法定福利費及び福利厚生費	1,571,102,085	
退職給付費用	△ 2,016,799,163	
外部委託費	15,993,710,339	
環境対策引当金繰入	△ 77,537,383	
研究材料費	1,925,309,376	
賃借料	1,523,761,306	
減価償却費	8,027,733,053	
保守修繕費	3,917,424,664	
水道光熱費	4,000,513,693	
旅費交通費	505,805,136	
消耗品費	9,175,162,911	
貸倒引当金繰入	△ 114,690	
その他の研究業務費	1,197,093,001	56,180,622,025
一般管理費		
役員報酬及び賞与	80,874,933	
給与、賞与及び手当	997,379,555	
賞与引当金繰入	129,686,299	
法定福利費及び福利厚生費	170,509,276	
退職給付費用	△ 198,796,368	
業務委託費	63,685,689	
減価償却費	132,377,585	
保守修繕費	63,089,700	
水道光熱費	678,994	

旅費交通費	29,680,853		
消耗品費	11,660,840		
広告宣伝費	5,769,684		
その他の一般管理費	383,157,935	1,869,754,975	
雑損			
為替差損	6,261,964		
その他の雑損	10,193,875	16,455,839	
経常費用合計			58,066,832,839
経常収益			
運営費交付金収益㈱		22,861,814,251	
臨床医学事業収益		2,529,149,995	
受託収入			
政府受託収入	673,687,696		
その他受託収入	6,052,793,604	6,726,481,300	
共同施設利用収入		510,634,479	
共同研究事業収入		185,575,632	
知的所有権収入		107,637,336	
補助金等収益㈱		17,618,970,184	
施設費収益㈱		340,158,885	
ＢＡ分担金収益㈱		611,203,943	
寄附金収益㈱		18,961,577	
資産見返負債戻入㈱			
資産見返運営費交付金戻入	1,828,760,546		
資産見返補助金等戻入	2,055,646,778		
資産見返寄附金戻入	3,149,698,272		
資産見返ＢＡ分担金戻入	73,467,646		
資産見返施設費戻入	18,759,900	7,126,333,142	
賞与引当金見返に係る収益㈱		1,126,044,129	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		△ 1,635,164,024	
前払年金費用見返に係る収益㈱		△ 580,431,507	
環境対策引当金見返に係る収益㈱		△ 77,537,383	
その他の事業収益		335,533,704	
雑益			
その他雑益	375,136,956	375,136,956	
経常収益合計			58,180,502,599
経常利益			113,669,760
臨時損失			
固定資産除却損		20,282,073	
関係会社株式評価損		20,000,000	40,282,073
臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入㈱	1,237,440		
資産見返寄附金戻入㈱	9,896,295		
資産見返物品受贈額戻入㈱	30		
資産見返補助金等戻入㈱	11,969	11,145,734	
税引前当期純利益			84,533,421
法人税、住民税及び事業税			707,400
当期純利益			83,826,021
前中長期目標期間繰越積立金取崩額㈱			364,090,533
当期総利益			447,916,554

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

利益の処分に関する書類

令和７年３月31日　（単位：円）

Ⅰ．当期未処分利益		447,916,554
当期総利益	447,916,554	
Ⅱ．利益処分額		447,916,554
積立金	447,916,554	

Ⅰ　重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～55年
構築物	２～60年
機械装置	２～17年
医療用器械備品	２～10年
車両運搬具	２～６年
工具器具備品	２～15年
その他の有形固定資産	２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（２～５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．特定の承継資産（独立行政法人会計基準第87第２項）の会計処理方法
　個別法に基づく承継資産のうち、前払費用の一部及び為替予約に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
４．賞与引当金の計上基準
　役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。
５．退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法
　役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
　退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
　過去勤務費用は、発生時に全額を費用処理しております。
　数理計算上の差異は、発生時に全額を費用処理しております。
　なお、退職一時金、並びに科学技術企業年金基金への掛金及び年金基金積立不足額については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金（前払年金費用）と同額を退職給付引当金見返（前払年金費用見返）として計上しております。
６．環境対策引当金の計上基準
　保管中の放射性廃棄物及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に伴い発生する費用に充てるため、その発生見込額を計上しております。また、放射性廃棄物及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に伴い発生する費用については、運営費交付金及び補助金により財源措置がなされる見込みであるため、環境対策引当金と同額を環境対策引当金見返として計上しております。なお、放射性廃棄物について合理的な見積ができない額については、引当金に計上しておりません。
７．貸倒引当金の計上基準
　一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
８．有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式
　出資先持分額による評価（移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理）を採用しております。
９．棚卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　貯蔵品　　先入先出法による低価法
⑵　未成受託研究支出金　個別法による低価法
10．収益及び費用の計上基準
⑴　受託研究に係る収益
　受託研究に係る収益は、主に国又は地方公共団体及び民間企業等から支出された委託費であり、委託契約等に基づいて研究の成果を委託先に引き渡す義務を負っております。
　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）が顧客と交わした契約に基づき、義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断される場合は、原価の発生が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、インプット法に基づき進捗度を測定し、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。又は、個別にサービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断される場合は、顧客が研究報告書等の成果物の検収を行った時点で研究成果の支配が顧客に移転するものと判断し、当該時点で収益を認識しております。
⑵　臨床医学事業に係る収益
　臨床医学事業に係る収益は、ＱＳＴ病院における診療に係る収益であり、顧客からの委託に基づいて診療サービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。
11．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
12．ＢＡ分担金の会計処理
　ＢＡ分担金（日本国内の実施機関に指定されている量研が「核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組みを通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定」に基づき受け入れた財政上の貢献）は、独立行政法人会計基準第85第１項⑵の寄附金の会計処理によっております。
13．消費税等の処理方法
　消費税等の処理方法は、税込方式によっております。

Ⅱ　注記事項

〔貸借対照表関係〕
　その他行政コスト累計額のうち、独立行政法人に対する出資を財源に取得した資産に係るものが50,785,546,759円含まれております。
〔行政コスト計算書関係〕
１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	74,116,127,164円
自己収入等	△ 14,376,073,681円
法人税等及び国庫納付額	△ 707,400円
機会費用	1,788,753,831円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	61,528,099,914円

２．機会費用の計上方法
⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
①　無償貸付けを受けている地方公共団体公有財産に対し、各地方公共団体における算定方式及びそれらに準じた算定方式により得た賃貸価額を計上しております。
②　受託研究の予算で取得し、国へ返還した固定資産のうち、無償使用することを国から承認された固定資産に対し、承認時の残存価額を新たな取得原価とみなし、法令による中古資産耐用年数の簡便法により算出した年数で償却した金額を計上しております。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
　10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に、1.485％で計算しております。
⑶　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法
　当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。
〔損益計算書関係〕
１．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、334,611円であり、当該影響額を除いた当期総利益は447,581,943円であります。
２．固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

建物	1円
一般機械及び装置	5円
医療用機械備品	12円
工具器具備品	20,091,481円
ソフトウェア	190,574円
計	20,282,073円

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	29,695,848,810円
資金残高	29,695,848,810円

２．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得

車両運搬具	4,665,226円
工具器具備品	39,161,280円
合計	43,826,506円

〔収益認識に関する注記〕

量研は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

量研の主要な収益は受託収入、臨床医学事業収益であり、各事業の主なサービス等の種類は、研究役務の提供、ＱＳＴ病院における診療であります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、附属明細書12セグメント情報に記載の通りであります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、38,456,004,012円であり、量研は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて令和７年度から令和15年度までの間で収益を認識することを見込んでいます。

〔金融商品関係〕

１．金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金に限定しております。未収債権等に係る顧客の信用リスクは、内部規程に沿ってリスク低減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

〔退職給付関係〕

１．採用している退職給付制度の概要

量研は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度である。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	14,983,401,193円
勤務費用	833,969,260円
利息費用	65,398,764円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 2,619,966,426円
退職給付の支払額	△ 959,594,673円
過去勤務費用の当期発生額	△ 628,975,512円
制度加入者からの拠出額	55,790,670円
期末における退職給付債務	11,730,023,276円

⑵　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	4,196,461,865円
期待運用収益	97,357,915円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 231,336,298円
事業主からの拠出額	284,223,219円
退職給付の支払額	△ 83,656,363円
制度加入者からの拠出額	55,790,670円
期末における年金資産	4,318,841,008円

⑶　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,738,409,501円
年金資産	△ 4,318,841,008円
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 580,431,507円
非積立型制度の未積立退職給付債務	7,991,613,775円
小計	7,411,182,268円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,411,182,268円
退職給付引当金	7,991,613,775円
前払年金費用	△ 580,431,507円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,411,182,268円

⑷　退職給付に関連する損益

勤務費用	833,969,260円
利息費用	65,398,764円
期待運用収益	△ 97,357,915円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 2,388,630,128円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 628,975,512円
合計	△ 2,215,595,531円

⑸　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

債券	60％
株式	22％
現金及び預金	3％
その他	15％
合計	100％

⑹　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑺　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率	1.8201％
長期期待運用収益率	2.32％

３．退職等年金給付制度

退職等年金給付制度への要拠出額は、178,105,748円であります。

〔減損会計関係〕
１．減損を認識した固定資産
　減損を認識した資産はありません。
２．減損の兆候が認められた固定資産
　減損の兆候が認められた資産はありません。
〔資産除去債務関係〕
１．資産除去債務の概要
　量研は、法人所有の建物等の解体時における「石綿障害予防規則」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「放射性同位元素等の規制に関する法律」並びに「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等に基づく除去費用につき資産除去債務を計上しております。
２．当該資産除去債務の金額の算定方法
　負債計上した資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を２年～44年と見積り、割引率は見積り時の長期国債利廻率0.167％～2.303％を使用しております。
３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減　（単位：円）

期首残高	3,125,988,705
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
資産除去債務の履行による減少額	—
時の経過による調整額	8,948,415
期末残高	3,134,937,120

４．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの
　量研が有する建物等のうち、「放射性同位元素等の規制に関する法律」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、施設の廃止に伴う措置としての解体・除染・廃棄等の講ずべき義務を有しているものに関し、現時点でその廃止措置の方法が決定していないものについては、債務履行に必要な費用を合理的に見積もることができないため、当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。

Ⅲ　重要な債務負担行為

契約締結後、翌年度以降に履行となるものは、以下のとおりであります。　（単位：円）

セグメント	件名	令和７年度以降支払予定額
量子技術の基盤となる研究開発	量子機能創製研究センター棟施設整備事業	1,518,530,000
	量子機能創製研究用電子加速器の製作	593,934,000
	単一イオン注入装置　Q―Oneの購入	466,950,000
健康長寿社会の実現や生命科学の革新に向けた研究開発	量子メス棟（仮称）施設整備事業	1,788,640,000
	病院情報システムの賃貸借	857,010,000
	放射線治療システムの導入	624,907,140
フュージョンエネルギーの実現に向けた研究開発	ＩＴＥＲダイバータ外側垂直ターゲットの製作(2)	5,279,000,000
	ＩＴＥＲ　ＮＢＩ　高電圧電源直流発生器の製作(2)	4,258,175,000
	電動発電機の整備・改造	3,839,000,000
研究開発成果の最大化のための取組等	Microsoftソフトウェアライセンス包括利用契約（ＥＳＡ）	346,435,320
法人共通	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構財務会計システムの賃貸借及び保守	43,338,300

Ⅳ　重要な後発事象

該当事項はありません。

Ⅴ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。

大深度地下の公共的使用に関する公告

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「法」という。）第十二条第一項の規定により、事業概要書を作成し、東京都知事に送付したので、同条第二項の規定により、次のとおり公告します。

また、法第四条に基づく対象事業者は、事業概要書に示す事業区域又はこれに近接する地下において、当該事業に関し、事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整について、事業概要書の縦覧期間内に申し出ることができます。

令和七年十一月二十日

東京都台東区東上野三丁目一九番六号
東京地下鉄株式会社
代表取締役社長　小坂　彰洋

一　事業者の名称　東京地下鉄株式会社
二　事業の種類　第一種鉄道事業（都市高速鉄道第七号線品川～白金高輪間建設事業）
三　事業区域の概要
東京都港区白金台二丁目～東京都港区白金台三丁目
延長約一キロメートル、土被り約四十五メートル～約五十三メートル
四　使用の開始の予定時期及び期間
法第二十一条第一項の規定による告示の日から五の事業に係る施設が三の事業区域に存続する限り
五　事業計画の概要
事業名
都市高速鉄道第七号線品川～白金高輪間建設事業
施行区間
東京都港区高輪四丁目～東京都港区白金二丁目
計画延長
約二・八キロメートル
主要な線形条件
最小曲線半径百六十メートル
最急勾配千分の三十五メートル
その他主要施設
品川駅（仮称）（地下駅）
六　事業概要書の縦覧場所、期間及び時間
縦覧場所
東京地下鉄株式会社鉄道本部改良建設部七号線建設工事事務所（東京都渋谷区渋谷二丁目二〇番一一号渋谷協和ビル六階）
港区街づくり支援部都市計画課（東京都港区芝公園一丁目五番二五号）
縦覧期間及び時間
令和七年十一月二十日（木）～令和七年十二月十九日（金）
午前九時～午後五時（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）
七　申出期限及び申出先その他申出に関し必要な事項
申出期限　令和七年十二月十九日（金）
（郵送の場合は必着）
申出先
東京地下鉄株式会社鉄道本部改良建設部設計二課
住所　〒一一〇―八六一四
東京都台東区東上野三丁目一九番六号
電話　〇三―三八三七―七〇三八
その他申出に関し必要な事項
申出書（様式は自由）及び事業概要書に準じた事業間調整の実施が可能となる資料を郵送又は持参にて提出をお願いします。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

札幌市中央区宮ヶ丘三番地一円山動物園内

有限会社ファミリーショップもりやま

清算人　森山　友子

解散公告

当社は、令和七年十一月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

北海道小樽市朝里川温泉一丁目八六番地八

株式会社ＰＧＮ

代表清算人　江口　信幸

解散公告

当社は、令和七年十月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

北海道帯広市東六条南十五丁目一番地

株式会社アルファ・サービス

代表清算人　黒川　晃行

解散公告

当組合は、令和七年九月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字千間二番地の八

宮城県多樹種苗木生産協同組合

清算人　太田　清隆

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

宮城県名取市杜せきのした五丁目三一番一号

株式会社ファミリア

代表清算人　伊藤　高訓

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

宮城県東松島市みそら一丁目六番地一

株式会社カネフジトランスポート

代表清算人　須藤美抄子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

福島県福島市八木田字中島三八番地の一

ＣＣＳ株式会社

代表清算人　山村由美子

解散公告

当法人は、令和七年十一月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

福島県相馬市馬場野字岩穴前二〇二

一般社団法人そうま輝望プロジェクト

清算人　青田　由広

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

茨城県鉾田市大蔵二〇〇番地

ＲＧＣマネジメント株式会社

代表清算人　淀谷　孝司

解散公告

当社は、令和七年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

千葉県柏市柏七〇六番地

株式会社エナジー・セキュリティ

代表清算人　西川　宏

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

千葉県千葉市緑区誉田町一丁目八三番地二七

株式会社テイクスチール

代表清算人　桂　秀雄

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都足立区竹の塚五丁目六番一八号

株式会社フジローヤルサービス

代表清算人　杉井　悠紀

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都江戸川区西小岩五丁目一三番一三号

小出マンション一〇九号室

Ｓｏａｒ　Ｓｔａｒ合同会社

清算人　張　怡

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号

石川太陽光第一合同会社

清算人　渡邉　和也

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号

石川太陽光第二合同会社

清算人　渡邉　和也

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和七年十月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

名古屋インベストメンツ特定目的会社

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

名古屋インベストメンツ1合同会社

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

名古屋マネジメント合同会社

清算人　中村　武

解散公告

当法人は、令和七年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

名古屋インベストメンツ1一般社団法人

代表清算人　中村　武

解散公告

当法人は、令和七年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

名古屋インベストメンツ2一般社団法人

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、令和七年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都新宿区納戸町三二番地三

株式会社ｔｏＣＡＲＯ

代表清算人　岩城　姫

解散公告

当社は、令和七年十月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号

株式会社ＤＮＰデクセリアルズコンサルティング　代表清算人　伊倉　清武

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都千代田区九段北一丁目一四番一六号

ＰＩＬＥＫＵＤＡＮ四〇三号

合同会社Ｔｈｅ　Ｓａｉｌ

清算人　加藤　健雄

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都杉並区久我山四丁目二番二七号

有限会社オフィスレッドサン

清算人　三好　葉子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号神谷町トラストタワー二三階

ｌａｂｏｒａｔｏｒｙ株式会社

代表清算人　長南　伸明

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都豊島区南長崎四丁目一二番一二号

特定非営利活動法人城北コアラ

清算人　菊池　和男

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都町田市鶴川四丁目一八番四号

株式会社ネオシーズ

代表清算人　髙橋　三郎

解散公告

当社は、令和七年九月三十日、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都多摩市馬引沢二丁目一番地の二ライオンズグローベル京王永山三〇一

有限会社ヴォーズ・エンタープライズ

清算人　千葉　晃裕

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ　合同会社ガガガメディア

清算人　法元悠一郎

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都墨田区錦糸一丁目二番一号アルカセントラル一四階　ポートジャパン株式会社

代表清算人　大原　龍

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都練馬区東大泉一丁目三七番一三号和田第二ビル四Ｆ　株式会社折茂熱学

代表清算人　大友さとみ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都港区港南二丁目一六番一号

株式会社ｄＮｅｘＴ

代表清算人　山内　将司

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都葛飾区高砂二丁目三八番六号

株式会社ほりお

代表清算人　堀尾　良充

解散公告

当社は、令和七年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都墨田区菊川三丁目六―六―九〇五号

有限会社エステイケイ

代表清算人　渡部喜代江

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都大田区上池台一丁目七番一六号

一般社団法人幼少年体育指導士会

代表清算人　内田　匡輔

解散公告

当法人は、令和七年九月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

神奈川県相模原市緑区青野原九三一番地一

一般社団法人相模原道志川観光推進連合会

代表清算人　山本あす香

解散公告

当社は、令和七年十月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

神奈川県座間市さがみ野二丁目七番一八号
有山エンタープライズ株式会社
代表清算人　有山　一美

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

横浜市戸塚区名瀬町一七一番地二一
株式会社シー・エル・シー
代表清算人　長山　昌利

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

横浜市中区千代崎町四丁目一〇〇番地
有限会社白塗装
清算人　白田　優

解散公告

当社は、令和六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

横浜市戸塚区戸塚町一六番地一
株式会社戸塚コンタクトレンズ研究所
代表清算人　岸田　耕司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

神奈川県川崎市宮前区宮崎五丁目一一番三八テラス77A－一〇八
有限会社ＫＭインターナショナル・アソシエイツ
清算人　松本　健

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

神奈川県横浜市港北区綱島東五丁目二一番一六号
ＭＵＧＩ株式会社
代表清算人　重川　貴雄

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

石川県能美市福島町タ七二番地
有限会社山本テクスチュア
清算人　山本　悟

解散公告

当社は令和七年十月三十一日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

石川県金沢市上荒屋七丁目一五九番地
株式会社笑愛
代表清算人　和田　隆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

石川県小松市上荒屋町ニ　一番地五
株式会社アスラッシュ
代表清算人　岩崎　晃久

解散公告

当社は、令和七年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

山梨県甲府市住吉四丁目一番三三号
株式会社ワイズ
代表清算人　松澤　安行

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

岐阜県羽島郡笠松町朝日町二番地二号
有限会社ウサミシステム
清算人　宇佐見博司

解散公告

当法人は、令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

静岡市清水区押切一四四番地の一一
特定非営利活動法人森と水辺を育てる会
清算人　太田　靖

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

静岡市清水区宍原一七八三番地の一
ＦＣＣマネジメント株式会社
代表清算人　淀谷　孝司

解散公告

当社は、令和七年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

名古屋市名東区香南二丁目一一〇四－四
株式会社Ｓｅｎ　Ｊａｐａｎ
代表清算人　古澤　修人

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

愛知県豊橋市牛川通四丁目一番地の二
ＭＣＣコンポジットプロダクツ株式会社
代表清算人　小野　幹夫

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

愛知県半田市黒石町一六〇番地
半田グリーンゴルフ有限会社
清算人　大橋　宏治

解散公告

当社は、令和七年十一月十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

名古屋市中村区高道町三丁目一番一三号
株式会社服部
代表清算人　服部　豊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日
京都市下京区玉津島町二九四
株式会社ＯＲＩＴＡＢＩ
代表清算人　大原　茉里

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日
京都市右京区梅津畚原町三番地三グレース嵐山三〇二
アシスト株式会社
代表清算人　山﨑　陽子

解散公告

当社は、令和七年十月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日
大阪市港区南市岡三―六―五九―四〇八
合同会社焼きハッピー
清算人　岸本　光貴

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日
大阪市淀川区西宮原二丁目七番八―八〇一号
株式会社ジェイオーディ・エンタープライズ
代表清算人　池田　大悟

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日
大阪府堺市中区平井一〇五五番地の一二
有限会社環境工学
清算人　今井　彰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日
大阪市西区江之子島二丁目一番三七号阿波座ライズタワーズフラッグ４６ＯＭＰタワー四四〇五
合同会社ＨＡＳ　ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
清算人　南　和明

解散公告

当社は、令和七年十一月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日
大阪市西区新町三丁目一一番五号
近土写真製版株式会社
代表清算人　近土　康雄

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日
大阪市阿倍野区旭町一丁目二番七号
株式会社一ツ谷
代表清算人　髙島正三郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日
大阪市中央区千日前二丁目六番八号五〇三
合同会社ＭＰｌｕｓ
清算人　柿本　智子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日
大阪府池田市畑三丁目一〇番五号
有限会社正田
清算人　正田　新一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日
大阪府南河内郡河南町大字大ケ塚三五三番地
有限会社矢野材木店
清算人　矢野　晴央

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日
兵庫県姫路市城見台四丁目九番地の一
有限会社チェカチェカ
清算人　昼田　治正

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日
和歌山市元寺町四丁目七番地
城北ガス株式会社
代表清算人　長屋　妙子

解散公告

当社は、令和七年十月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日
鳥取県米子市両三柳四四三六番地
株式会社たかきファーマシー
代表清算人　高木　直人

解散公告

当社は、株主総会決議により、令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日
岡山県津山市昭和町一丁目二五番地
有限会社新月荘
清算人　有岡　匡

第40期決算公告

令和７年11月20日
青森市大字大野字前田60番地20
株式会社青森架設
代表取締役　小野　均

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	53
	固定資産	44
	資産合計	**98**
負債及び純資産の部	流動負債	10
	負債合計	**10**
	株主資本	87
	資本金	10
	利益剰余金	77
	その他利益剰余金	77
	（うち当期純損失）	(9)
	純資産合計	**87**
	負債・純資産合計	**98**

解散公告

当社は、令和七年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

広島市西区南観音八丁目八番二一号

有限会社敬真舎

清算人　木村　悟郎

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

山口県山口市錦町五番二五号

昭和建設株式会社

代表清算人　清水　秀俊

解散公告

当社は、令和七年十一月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

山口県下関市伊倉新町三丁目一番一号

合同会社エイコー

清算人　八丁　裕次

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

徳島県板野郡松茂町中喜来字前原東四番越一四番地一

とくとく物産株式会社

代表清算人　尾﨑　晴祥

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

高知県高知市南川添一六番三号

桂ハイヤー株式会社

代表清算人　松岡　和也

解散公告

当社は、令和七年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

福岡県春日市千歳町三丁目三〇番地一三

株式会社チーム岩﨑

代表清算人　岩﨑　敏幸

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

福岡県田川市大字伊田四四二七番地

株式会社浦野建設

代表清算人　浦野　義弘

解散公告

当社は、令和七年十月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

福岡県久留米市中央町一番地一ザ・ライオンズ久留米ウェリスタワー六〇九号

株式会社ＰＭＷ

代表清算人　北口　留美

解散公告

当組合は、令和七年十月八日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

福岡市南区大橋二丁目五―一八

ウラヤフォーヘアー有限責任事業組合

清算人　弁護士　福地　正明

連絡先　福岡市中央区大名二丁目四番三〇号西鉄赤坂ビル八階

弁護士法人川副・大神・福地法律事務所

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の臨時株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

佐賀県小城市小城町池上二九〇五番地

有限会社魚平

清算人　平川　晴也

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

長崎県南松浦郡新上五島町鯛ノ浦郷三九七番地四

有限会社あやめの里

清算人　山村　雄治

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により、令和七年十月三十一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

熊本市東区健軍三丁目四番一号

有限会社東ビル

清算人　東　和也

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

大分県別府市浜脇一丁目一八番一六号

有限会社佐藤工業

清算人　佐藤　雄二

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

沖縄県那覇市松山二丁目七番三号

株式会社ソンベント

代表清算人　城間　隆史

第66期決算公告

令和７年11月20日　札幌市中央区南八条西六丁目1036番地

株式会社いちたかガスワン

代表取締役　佐藤　勝治

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,734,398	流動負債	3,328,483
固定資産	6,572,221	固定負債	2,444,628
		負債合計	**5,773,111**
		株主資本	4,515,075
		資本金	95,000
		資本剰余金	847,491
		資本準備金	847,491
		利益剰余金	3,572,583
		利益準備金	19,106
		その他利益剰余金	3,553,477
		（うち当期純利益）	(639,125)
		評価・換算差額等	18,433
		純資産合計	**4,533,508**
資産合計	**10,306,620**	**負債・純資産合計**	**10,306,620**

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

沖縄県糸満市字喜屋武一三一八番地の二

株式会社トラスト建築設計事務所

代表清算人　砂川　吉美

解散公告

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

沖縄県豊見城市字名嘉地一九〇番地一Ｎｅｗ Ｓｈｉｎティルマ一〇三号室

特定非営利活動法人心優

清算人　玉城　拓也

解散公告（第一回）

当組合は、平成十九年七月十九日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

岩手県遠野市宮守町下宮守字砥森一番一

農事組合法人迷岡りんご生産組合

代表清算人　畠山　寿雄

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

埼玉県ふじみ野市清見三丁目一番地二二

医療法人若楓会

清算人　杉下　智昭

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

石川県金沢市袋板屋町西三九番地

医療法人社団岸谷内科医院

清算人　岸谷　正雄

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月二十七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

愛知県西尾市高河原町柳原八五番地

宗教法人慶恩寺

清算人　島津　英淳

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

広島県三原市城町一丁目二〇番二五号

医療法人社団正和会松下クリニック

清算人　松下　宏子

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

大分市庄境四番一〇号

医療法人姫野内科医院

清算人　姫野　幹人

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年四月一日解散事由の発生により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都港区台場二丁目三番三号サントリービル七階　サントリープロダクツ労働組合

清算人　目取眞拓人

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月二十二日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

北海道帯広市西六条南十五丁目二〇番地

医療法人社団福井皮膚科医院

清算人　福井　景子

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十月十五日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年五月二十八日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十日

東京都渋谷区代々木一丁目三二番二号宮崎ビル二階

医療法人社団きょうどう

清算人　藤野　健正

第52期決算公告

令和７年７月24日　東京都新宿区西新宿３丁目20番２号

祥恵企業株式会社

代表取締役　林　祥隆

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	274,730	流動負債	3,152
固定資産	70,000	固定負債	140,314
		株主資本	201,264
		資本金	19,600
		資本剰余金	11,600
		資本準備金	4,900
		その他資本剰余金	6,700
		利益剰余金	170,064
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	170,034
		（うち当期純利益）	(11,172)
資産合計	344,730	負債・純資産合計	344,730

第 46 期 決 算 公 告

令和７年11月20日
青森市大字野木字野尻37番地734
株式会社南部架設
代表取締役　小野　均

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	83
	固定資産	66
	資産合計	**149**
負債及び純資産の部	流動負債	13
	固定負債	6
	株主資本	130
	資本金	20
	利益剰余金	110
	その他利益剰余金	110
	（うち当期純利益）	(3)
	負債・純資産合計	**149**

第 57 期 決 算 公 告

令和７年11月20日
青森市大字野木字野尻37番地734
株式会社タケナカ
代表取締役　小野　均

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	724
	固定資産	658
	資産合計	**1,382**
負債及び純資産の部	流動負債	251
	固定負債	272
	株主資本	858
	資本金	20
	利益剰余金	838
	その他利益剰余金	838
	（うち当期純利益）	(92)
	負債・純資産合計	**1,382**

第 29 期決算公告

令和７年11月20日
青森市大字野木字野尻37番地734
株式会社キャスト青森
代表取締役　小野　均

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	33
	固定資産	10
	資産合計	**43**
負債及び純資産の部	流動負債	5
	固定負債	4
	負債合計	**9**
	株主資本	34
	資本金	10
	利益剰余金	24
	その他利益剰余金	24
	（うち当期純損失）	(3)
	純資産合計	**34**
	負債・純資産合計	**43**

（仮称）つがる洋上風力発電事業に係る対象事業の実施引継ぎの公表

環境影響評価法第三十条第一項第三号及び環境影響評価法施行規則第十七条の規定に基づき、対象事業の実施について他の者に引き継いだので、左記のとおり公表する。

一、引き継ぎ前の事業者の氏名及び住所
　事業者の名称
　株式会社グリーンパワーインベストメント
　代表者の氏名　代表取締役　坂木　満
　主たる事務所の所在地
　東京都港区赤坂一丁目一一番四四号赤坂インターシティ九階

二、引き継ぎ前の対象事業の名称、種類及び規模
　（仮称）つがる洋上風力発電事業
　風力発電所設置事業
　発電設備出力　六十万キロワット
　風力発電機の台数　四十一基

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
　当社は、対象事業の実施をつがるオフショアエナジー合同会社へ引継ぎましたので、環境影響評価法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引き継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所
　事業者の名称
　つがるオフショアエナジー合同会社
　代表者の氏名
　代表社員　株式会社ＪＥＲＡ
　職務執行者　由井原　篤
　主たる事務所の所在地
　青森県つがる市木造有楽町四五番地の一
　令和七年十一月二十日
　事業者の名称
　株式会社グリーンパワーインベストメント
　代表者の氏名　代表取締役　坂木　満
　主たる事務所の所在地
　東京都港区赤坂一丁目一一番四四号赤坂インターシティ九階

第27期決算公告

令和７年11月20日
東京都中央区日本橋三丁目６番７号510号室
株式会社
東京マネジメント・インスティテュート
代表取締役社長　本橋　興彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,944
	固定資産	11,027
	合計	36,971
負純資産の債及び部	流動負債	417
	固定負債	1,000
	株主資本	35,554
	資本金	11,000
	利益剰余金	24,554
	その他利益剰余金	24,554
	（当期純利益）	(665)
	合計	36,971

第１期決算公告

令和７年11月20日
東京都港区麻布十番一丁目８番11号
コーディファイ株式会社
代表取締役　寺山　久紀

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,620,649
	固定資産	181,494
	繰延資産	50,220
	資産合計	2,852,363
負純資産の債及び部	流動負債	1,120,555
	固定負債	666,416
	株主資本	1,065,392
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	65,392
	その他利益剰余金	65,392
	（うち当期純利益）	(65,392)
	負債・純資産合計	2,852,363

第74期決算公告

令和７年11月20日
栃木県宇都宮市池上町２番１号
株式会社亀田書店
代表取締役　亀田　公一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,863
	固定資産	31,010
	合計	70,874
負純資産の債及び部	流動負債	26,244
	固定負債	33,677
	株主資本	10,951
	資本金	10,000
	利益剰余金	951
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	△3,048
	（うち当期純利益）	(4,038)
	合計	70,874

第25期決算公告

令和７年８月29日
東京都千代田区九段南一丁目５番５号
株式会社ナビット
代表取締役　福井　泰代

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	472,944
	固定資産	138,229
	資産合計	611,173
負純資産の債及び部	流動負債	159,998
	固定負債	146,575
	株主資本	304,600
	資本金	99,500
	資本剰余金	253,428
	資本準備金	253,428
	利益剰余金	△48,327
	その他利益剰余金	△48,327
	（うち当期純利益）	(16,638)
	負債・純資産合計	611,173

第１期決算公告

令和７年11月20日
東京都港区芝五丁目32番12号
シャーメゾンステージ田町
株式会社ｈｏｏｔｆｏｌｉｏ

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	173,446
	固定資産	22,756
	繰延資産	7,812
	資産合計	204,016
負純資産の債及び部	流動負債	19,237
	株主資本	184,779
	資本金	9,900
	資本剰余金	194,699
	資本準備金	99,999
	その他資本剰余金	94,699
	利益剰余金	△19,820
	その他利益剰余金	△19,820
	（うち当期純損失）	(19,820)
	負債・純資産合計	204,016

第50期決算公告

令和７年７月24日
東京都新宿区西新宿３丁目20番２号
株式会社互恵商事
代表取締役　林　　祥隆

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	104,864
	固定資産	368,478
	合計	473,342
負純資産の債及び部	流動負債	8,757
	固定負債	121,547
	株主資本	343,038
	資本金	96,750
	利益剰余金	246,288
	その他利益剰余金	246,288
	（うち当期純利益）	(1,172)
	合計	473,342

第７期決算公告

令和７年11月20日
東京都中央区日本橋兜町22―６
株式会社マリモ本草薬膳
代表取締役社長　深川　真

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	327,520
	固定資産	10,031
	合計	337,552
負債純資産の部	流動負債	126,171
	うち賞与引当金	1,700
	固定負債	33,056
	株主資本	178,325
	資本金	10,000
	利益剰余金	168,325
	その他利益剰余金	168,325
	（うち当期純利益）	（33,599）
	合計	337,552

第５期決算公告

令和７年10月27日
東京都千代田区丸の内二丁目３番２号
Ａ．Ｐ．サステナブル不動産投資顧問株式会社
代表取締役　鈴木　基広

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	146,083
	固定資産	2,809
	合計	148,892
負債純資産の部	流動負債	7,119
	株主資本	141,773
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	41,773
	その他利益剰余金	41,773
	（うち当期純損失）	（26,326）
	合計	148,892

第26期決算公告

令和７年11月20日
東京都港区西麻布四丁目13番23―313号
株式会社ピーシーユー
代表取締役　原田佳一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,185
	固定資産	122
	資産合計	6,307
負債純資産の部	流動負債	1,292
	株主資本	5,015
	資本金	3,000
	利益剰余金	2,015
	その他利益剰余金	2,015
	（うち当期純利益）	（135）
	負債・純資産合計	6,307

第10期決算公告

令和７年11月20日　広島市西区庚午北一丁目17番23号
株式会社マリモホールディングス
代表取締役社長　深川　真

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,034	流動負債	293
固定資産	16,105	うち賞与引当金	22
		固定負債	35
		うち退職給付引当金	21
		株主資本	17,812
		資本金	50
		資本剰余金	16,590
		資本準備金	12
		その他資本剰余金	16,577
		利益剰余金	1,172
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	1,159
		（うち当期純利益）	（661）
資産合計	18,140	負債・純資産合計	18,140

第76期決算公告

令和７年11月20日
島根県松江市東出雲町出雲郷1643番地４
東京靴株式会社
代表取締役　渡部　正行

貸借対照表の要旨（令和７年８月21日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,223	流動負債	1,707
固定資産	3,107	固定負債	1,725
		株主資本	5,769
		資本金	50
		資本剰余金	3,129
		その他資本剰余金	3,129
		利益剰余金	5,363
		利益準備金	24
		その他利益剰余金	5,338
		（うち当期純利益）	（435）
		自己株式	△2,773
		評価・換算差額等	129
資産合計	9,330	負債・純資産合計	9,330

第19期決算公告

令和７年11月20日　神戸市中央区栄町通１丁目２番10号
ＬＲＭ株式会社
代表取締役　幸松　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	460,918	流動負債	1,000,310
固定資産	49,359	賞与引当金	33,332
		前受金	670,750
		その他	296,226
		固定負債	293,401
		株主資本	△783,433
		資本金	100,000
		資本剰余金	299,803
		資本準備金	194,901
		その他資本剰余金	104,901
		利益剰余金	△1,183,237
		（うち当期純損失）	（217,797）
資産合計	510,278	負債・純資産合計	510,278

第13期決算公告

令和７年10月31日　東京都品川区東五反田一丁目10番８号
五反田Ｓ＆Ｌビル４階
エール株式会社
代表取締役　櫻井　将

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	196,249,065	流動負債	94,869,562
固定資産	6,222,639	固定負債	84,082,000
繰延資産	1,557,077	株主資本	25,077,219
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	720,887,388
		資本準備金	405,443,694
		その他資本剰余金	315,443,694
		利益剰余金	△795,810,169
		その他利益剰余金	△795,810,169
		（うち当期純損失）	（189,412,711）
資産合計	204,028,781	負債・純資産合計	204,028,781

第31期決算公告

令和７年11月20日
東京都中央区日本橋兜町22―６
株式会社マリモ・グローバル・テクノロジー
代表取締役社長　深川　真

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	178,627
	固定資産	678,275
	合計	856,902
負債純資産の部	流動負債	112,340
	うち賞与引当金	8,100
	固定負債	636,056
	株主資本	108,505
	資本金	50,000
	利益剰余金	58,505
	利益準備金	5,761
	その他利益剰余金	52,744
	（うち当期純利益）	（7,785）
	合計	856,902

第42期決算公告

令和７年11月20日　東京都中央区日本橋二丁目10番４号
豊栄実業株式会社
代表取締役　髙山　芳之

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	26,984	流動負債	24,590
固定資産	14,629	賞与引当金	3
		固定負債	1,732
		役員退職慰労引当金	189
		退職給付引当金	8
		株主資本	15,291
		資本金	27
		資本剰余金	38
		資本準備金	38
		利益剰余金	15,226
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	15,223
資産合計	41,614	負債・純資産合計	41,614

損益計算書の要旨
（自　令和５年10月１日　至　令和６年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,327
売上原価	143
売上総利益	1,184
販売費及び一般管理費	824
営業利益	359
営業外収益	37
営業外費用	1,419
経常損失	1,022
特別利益	2,883
特別損失	2
税引前当期純利益	1,859
法人税、住民税及び事業税	430
法人税等調整額	0
当期純利益	1,428

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億七千八百二十九万三千十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

札幌市厚別区大谷地西六丁目二番三号

株式会社園建

代表取締役　嘉屋　幸浩

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	539,415
	固定資産	97,466
	資産合計	636,881
負債及び純資産の部	流動負債	111,453
	固定負債	162,079
	退職給付引当金	8,000
	記念事業引当金	10,000
	株主資本	363,349
	資本金	30,000
	利益剰余金	333,349
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	325,849
	（うち当期純利益）	(26,044)
	負債・純資産合計	636,881

第 54 期決算公告

令和７年 11 月 20 日

横浜市港北区新羽町823番地

キソー工業株式会社

代表取締役　鈴木　幹男

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	318,506
	固定資産	115,019
	合計	433,526
負債及び純資産の部	流動負債	93,358
	固定負債	130,750
	株主資本	209,417
	資本金	10,000
	利益剰余金	382,073
	利益準備金	2,150
	その他利益剰余金	379,923
	（うち当期純利益）	(31,529)
	自己株式	△182,656
	合計	433,526

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十一月二十日

青森県青森市東造道二丁目五―一三

株式会社プロテック

代表取締役　戸舘　由信

第７期決算公告　令和７年11月20日

青森県青森市東造道二丁目５―13

株式会社プロテック

代表取締役　戸舘　由信

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	75,544
	固定資産	56,229
	資産合計	131,773
負債及び純資産の部	流動負債	38,517
	固定負債	12,428
	負債合計	50,945
	株主資本	80,828
	資本金	3,000
	利益剰余金	77,828
	その他利益剰余金	77,828
	（うち当期純利益）	(15,491)
	純資産合計	80,828
	負債・純資産合計	131,773

第 78 期決算公告　令和７年11月20日

石川県金沢市野町一丁目１番17号

株式会社村井

代表取締役社長　村井　陽子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,209,842
	固定資産	2,507,307
	繰延資産	239
	資産合計	3,717,388
負債及び純資産の部	流動負債	2,510,743
	固定負債	―
	株主資本	1,206,645
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,186,645
	利益準備金	4,200
	その他利益剰余金	1,182,445
	（うち当期純利益）	(32,116)
	負債・純資産合計	3,717,388

第 50 期決算公告

令和７年 11 月 20 日

仙台市泉区泉中央二丁目13番地の３

山一ハウス株式会社

代表取締役　渡部　洋平

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	50,042
	固定資産	185,500
	合計	235,542
負債及び純資産の部	流動負債	6,605
	固定負債	25,621
	株主資本	203,316
	資本金	11,000
	利益剰余金	192,316
	その他利益剰余金	192,316
	（うち当期純利益）	(8,699)
	合計	235,542

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月二十二日を効力発生日として、当社を株式会社山一地所との株式交換（以下、「本件株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額につき、本件株式交換による資本準備金の額の増加額を減少することにいたしました。なお、当社の商号は、株式交換効力発生日に株式会社やまいちホールディングに変更いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

仙台市泉区泉中央二丁目一三番地の三

山一ハウス株式会社

代表取締役　渡部　洋平

第 2 期決算公告

令和７年 11 月 20 日

名古屋市中村区名駅五丁目７番30号

株式会社スケールフリーネットワーク

代表取締役社長　深川　真

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	69,592
	固定資産	4,472
	合計	74,064
負債及び純資産の部	流動負債	37,855
	うち賞与引当金	4,000
	固定負債	―
	株主資本	36,209
	資本金	20,000
	利益剰余金	16,209
	その他利益剰余金	16,209
	（うち当期純利益）	(14,105)
	合計	74,064

決　算　公　告

令和７年 11 月 20 日

東京都新宿区下落合三丁目13番８号

株式会社Ｙ’ｓ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ

代表取締役　吉村　慎吾

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	32,923
	固定資産	1,349,495
	資産合計	1,382,418
負債及び純資産の部	流動負債	1,258,549
	固定負債	410,175
	株主資本	△286,306
	資本金	100
	利益剰余金	△286,406
	その他利益剰余金	△286,406
	（うち当期純損失）	(38,188)
	負債・純資産合計	1,382,418

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万円、資本準備金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

東京都新宿区下落合三丁目一三番八号

株式会社Ｙ’ｓ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ

代表取締役　吉村　慎吾

第 78 期決算公告

令和７年 10 月 30 日

大阪市鶴見区放出東一丁目６番13号

カナヱ塗料株式会社

代表取締役　春田　隆司

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,053,362
	固定資産	1,119,181
	合計	3,172,543
負債及び純資産の部	流動負債	1,215,749
	固定負債	151,459
	株主資本	1,805,335
	資本金	98,100
	資本剰余金	892
	利益剰余金	1,706,343
	（うち当期純利益）	(146,848)
	合計	3,172,543

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十一月二十日

名古屋市昭和区滝川町二六番地の四

（甲）株式会社旭ハウス興産

代表取締役　浅井　恵子

名古屋市昭和区滝川町二六番地の四

（乙）有限会社愛北ファミリー開発

取締役　浅井　恵子

第28期決算公告

令和７年11月20日

名古屋市昭和区滝川町26番地の４

株式会社旭ハウス興産

代表取締役　浅井　恵子

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	34,586
	固定資産	303,412
	合計	337,999
負債及び純資産の部	流動負債	6,056
	固定負債	177,305
	株主資本	154,638
	資本金	83,000
	利益剰余金	71,638
	その他利益剰余金	71,638
	（うち当期純利益）	(8,454)
	合計	337,999

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

名古屋市中川区中花町一七番地

株式会社箔栄社

代表取締役　平野　雄介

第34期決算公告

令和７年11月20日

名古屋市中川区中花町17番地

株式会社箔栄社

代表取締役　平野　雄介

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	598,114
	固定資産	709,014
	資産合計	1,307,128
負債及び純資産の部	流動負債	172,807
	固定負債	362,833
	株主資本	771,487
	資本金	50,000
	利益剰余金	721,487
	その他利益剰余金	721,487
	（うち当期純利益）	(29,771)
	負債・純資産合計	1,307,128

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十日

岡山県津山市川崎一九〇二番地の三

（甲）カンダエステム株式会社

代表取締役　菅田　茂

岡山県津山市川崎一九〇二番地三

（乙）有限会社セノヲ

代表取締役　妹尾　明彦

第48期決算公告

令和７年11月20日

岡山県津山市川崎1902番地の３

カンダエステム株式会社

代表取締役　菅田　茂

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	290,505
	固定資産	819,471
	合計	1,109,976
負債及び純資産の部	流動負債	202,212
	固定負債	609,225
	株主資本	298,538
	資本金	10,000
	利益剰余金	288,538
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	286,038
	（うち当期純利益）	(26,887)
	合計	1,109,976

第11期決算公告

令和７年11月20日

広島市西区己斐本町一丁目24番７号

株式会社ＧＭアソシエ

代表取締役社長　武田　和久

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	430,576
	固定資産	53,954
	合計	484,530
負債及び純資産の部	流動負債	148,219
	うち賞与引当金	13,263
	固定負債	—
	株主資本	336,310
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	316,310
	その他利益剰余金	316,310
	（うち当期純利益）	(64,542)
	合計	484,530

第５期決算公告

令和７年11月20日

広島市中区上八丁堀８番10号

株式会社マリモ不動産販売

代表取締役社長　天野　浩介

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	119,255
	固定資産	72,579
	合計	191,835
負債及び純資産の部	流動負債	75,725
	うち賞与引当金	3,633
	固定負債	40,760
	株主資本	75,350
	資本金	10,000
	利益剰余金	65,350
	その他利益剰余金	65,350
	（うち当期純損失）	(32,801)
	合計	191,835

第５期決算公告

令和７年11月20日

広島市西区庚午北一丁目17番23号

株式会社フィッシュフレンズ

代表取締役社長　深川　真

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	56,492
	固定資産	30,419
	合計	86,911
負債及び純資産の部	流動負債	16,114
	うち賞与引当金	610
	固定負債	229,310
	株主資本	△ 158,512
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 208,512
	その他利益剰余金	△ 208,512
	（うち当期純損失）	(41,651)
	合計	86,911

第４期決算公告

令和７年11月20日

広島県神石郡神石高原町古川5263番地２

株式会社マリモファーム

代表取締役社長　端　正敏

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	23,779
	固定資産	41,042
	合計	64,822
負債及び純資産の部	流動負債	5,271
	うち賞与引当金	245
	固定負債	92,033
	株主資本	△ 32,482
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 37,482
	その他利益剰余金	△ 37,482
	（うち当期純損失）	(15,481)
	合計	64,822

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

広島市中区南吉島二丁目一番二四号

株式会社シンギ

代表取締役　田中　友啓

第73期決算公告

令和７年11月20日

広島市中区南吉島二丁目１番24号

株式会社シンギ

代表取締役　田中　友啓

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,394,604
	固定資産	2,868,409
	繰延資産	16,368
	合計	12,279,381
負債及び純資産の部	流動負債	8,228,952
	固定負債	5,404
	株主資本	4,045,024
	資本金	310,000
	利益剰余金	3,735,024
	利益準備金	77,500
	その他利益剰余金	3,657,524
	（うち当期純利益）	(582,961)
	合計	12,279,381

第８期決算公告

令和７年11月20日
東京都豊島区池袋二丁目67番10号
株式会社Ｆｌａｒｅ
代表取締役　神谷　和輝

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	65,740
	固定資産	21,139
	資産合計	86,879
負純資産及び部	流動負債	1,525
	固定負債	73,500
	株主資本	11,854
	資本金	9,900
	資本剰余金	76,440
	資本準備金	76,440
	利益剰余金	△74,486
	その他利益剰余金	△74,486
	（うち当期純損失）	(77,577)
	負債・純資産合計	86,879

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五九九〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日
東京都豊島区池袋二丁目六七番一〇号
株式会社Ｆｌａｒｅ
代表取締役　神谷　和輝

第４期決算公告

令和７年11月20日
広島県尾道市瀬戸田町荻24985番地１
株式会社せともす
代表取締役社長　端　　正敏

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	36,683
	固定資産	268,626
	合計	305,310
負純資産及び部	流動負債	34,055
	うち賞与引当金	849
	固定負債	226,273
	株主資本	44,981
	資本金	67,000
	利益剰余金	△ 22,018
	その他利益剰余金	△ 22,018
	（うち当期純利益）	(4,604)
	合計	305,310

第２期決算公告

令和７年11月20日
東京都千代田区大手町二丁目２番１号
新大手町ビル３階
Ｂｅｆｆ株式会社
代表取締役　長野　幸大

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	161,831,641
	資産合計	161,831,641
負純資産及び部	流動負債	5,736,396
	固定負債	9,660,000
	株主資本	△53,564,755
	資本金	2,000,000
	利益剰余金	△55,564,755
	その他利益剰余金	△55,564,755
	（うち当期純損失）	(56,530,884)
	新株予約権	200,000,000
	負債・純資産合計	161,831,641

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千百万百円減少し、減少する資本金の全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日
東京都千代田区大手町二丁目二番一号
新大手町ビル三階　Ｂｅｆｆ株式会社
代表取締役　長野　幸大

第４期決算公告

令和７年11月20日
広島市西区庚午北一丁目17番23号
株式会社マリモライフ
代表取締役社長　吉尾　龍介

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	508,180
	固定資産	490,523
	合計	998,704
負純資産及び部	流動負債	262,689
	うち賞与引当金	1,842
	固定負債	499,488
	株主資本	236,526
	資本金	10,000
	資本剰余金	184,731
	その他資本剰余金	184,731
	利益剰余金	41,794
	その他利益剰余金	41,794
	（うち当期純利益）	(41,794)
	合計	998,704

第14期決算公告

令和７年11月20日
東京都渋谷区渋谷２―19―15
宮益坂ビルディング609
株式会社Ｔ．Ｙ．ＣＯＭＰＡＮＹ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	228,491
	固定資産	1,402,406
	合計	1,630,898
負純資産及び部	流動負債	153,024
	固定負債	21,837
	株主資本	1,456,036
	資本金	50,000
	新株式申込証拠金	290,000
	資本剰余金	2,325,194
	資本準備金	2,325,194
	利益剰余金	△1,209,158
	その他利益剰余金	△1,209,158
	（うち当期純損失）	(142,129)
	合計	1,630,898

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千四百五十万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日
東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九
株式会社Ｔ．Ｙ．ＣＯＭＰＡＮＹ
代表取締役　横田　武志

第61期決算公告

令和７年11月20日
高知県吾川郡いの町3918番地
関西紙株式会社
代表取締役　村山　喜洋

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	361,123
	固定資産	195,998
	合計	557,122
負純資産及び部	流動負債	187,775
	固定負債	262,402
	株主資本	106,944
	資本金	52,000
	利益剰余金	54,944
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	42,944
	（うち当期純利益）	(21,762)
	合計	557,122

第５期決算公告

令和７年11月20日
神奈川県海老名市めぐみ町２番２号
マイセットホールディングス株式会社
代表取締役　高橋　　登

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,608
	固定資産	52,649
	繰延資産	474
	資産合計	56,733
負純資産及び部	流動負債	88
	株主資本	56,644
	資本金	10,000
	利益剰余金	46,644
	その他利益剰余金	46,644
	（うち当期純利益）	(3,575)
	負債・純資産合計	56,733

新設分割公告

当会社は、新設分割により新設するワンドホールディングス株式会社（住所神奈川県海老名市めぐみ町二番二号）に対して当会社の有価証券の保有、運用、売買に属する事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日
神奈川県海老名市めぐみ町二番二号
マイセットホールディングス株式会社
代表取締役　高橋　　登

第11期決算公告

令和７年11月20日
札幌市西区山の手二条四丁目１―９
こだまリサーチ株式会社
代表取締役　吉澤　慶記

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	46,388
	固定資産	8,170
	資産合計	54,558
負純資産及び部	流動負債	21,114
	固定負債	185
	株主資本	33,257
	資本金	2,000
	利益剰余金	31,257
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	30,757
	（うち当期純利益）	(12,039)
	負債・純資産合計	54,558

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千五百万円、資本準備金の額を八千二百三十三万九千四百三十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

東京都港区西新橋一丁目一番一号十Ｆ，ＷｅＷｏｒｋ日比谷ＦＯＲＴＴＯＷＥＲ

株式会社ガクシー

代表取締役　松原　良輔

決　算　公　告

令和７年11月20日

東京都港区西新橋一丁目１番１号10Ｆ，ＷｅＷｏｒｋ日比谷ＦＯＲＴＴＯＷＥＲ

株式会社ガクシー

代表取締役　松原　良輔

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	133,802
	固定資産	38,621
	合計	172,423
負債純資産及び部	流動負債	69,437
	固定負債	109,989
	株主資本	△7,002
	資本金	100,000
	資本剰余金	160,336
	資本準備金	160,336
	利益剰余金	△267,339
	その他利益剰余金	△267,339
	（うち当期純損失）	(156,112)
	合計	172,423

第86期決算公告

令和７年10月27日

東京都葛飾区四つ木５丁目24番22号

ビーエフ工業株式会社

代表取締役　村山　光男

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,816,611
	固定資産	480,927
	合計	2,297,538
負債純資産及び部	流動負債	242,634
	固定負債	111,937
	（退職給付引当金）	(111,937)
	株主資本	1,942,967
	資本金	90,000
	利益剰余金	1,852,967
	（利益準備金）	(23,000)
	（その他利益剰余金）	(1,829,967)
	合計	2,297,538

（注）当期純利益　86,682千円

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

大阪市港区弁天一丁目三番一三―四一〇八号

ＤＥＰＡＲＴＵＲＥＳ株式会社

代表取締役　藤山　真一

決　算　公　告

令和７年11月20日

大阪市港区弁天一丁目３番13―4108号

ＤＥＰＡＲＴＵＲＥＳ株式会社

代表取締役　藤山　真一

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,025
	固定資産	4,500
	合計	29,525
負債純資産の部	流動負債	3,729
	株主資本	25,796
	資本金	30,000
	利益剰余金	△4,203
	その他利益剰余金	△4,203
	（うち当期純損失）	(355,792)
	合計	29,525

第10期決算公告

令和７年11月20日

東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12Ｆ

セキュアワークス株式会社

代表取締役　足立　達矢

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,876,626
	固定資産	10,120
	資産合計	3,886,746
負債純資産及び部	流動負債	3,782,354
	株主資本	104,392
	資本金	61,550
	資本剰余金	61,450
	資本準備金	61,450
	利益剰余金	△18,608
	その他利益剰余金	△18,608
	（うち当期純損失）	(26,062)
	負債・純資産合計	3,886,746

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十日

（甲）福岡市中央区地行四丁目一五番二〇号

株式会社大手門コンサルティング

代表取締役　齊田　康伸

（乙）福岡市中央区地行四丁目一五番二〇号

有限会社ムジカエム

取締役　齊田　康伸

第11期決算公告

令和７年11月20日

東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12Ｆ

セキュアワークス株式会社

代表取締役　足立　達矢

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,262,860
	固定資産	9,628
	資産合計	3,272,488
負債純資産及び部	流動負債	3,156,406
	株主資本	116,082
	資本金	61,550
	資本剰余金	61,450
	資本準備金	61,450
	利益剰余金	△6,918
	その他利益剰余金	△6,918
	（うち当期純利益）	(11,690)
	負債・純資産合計	3,272,488

第11期決算公告

令和７年11月20日

福岡市中央区地行四丁目15番20号

株式会社大手門コンサルティング

代表取締役　齊田　康伸

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,181
	固定資産	11,752
	合計	13,934
負債純資産の部	流動負債	1,007
	固定負債	4,000
	株主資本	8,927
	資本金	1,000
	利益剰余金	7,927
	その他利益剰余金	7,927
	（うち当期純利益）	(246)
	合計	13,934

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会承認決議は令和七年十一月四日に終了しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

茨城県鹿嶋市港ケ丘一丁目一番三六号

（甲）アスドリームＨＤ株式会社

代表取締役　大田　勝彦

茨城県鹿嶋市港ケ丘一丁目一番三六号

（乙）株式会社アスドリーム

代表取締役　大田　勝彦

第25期決算公告

令和７年11月20日

茨城県鹿嶋市港ケ丘一丁目１番36号

株式会社アスドリーム

代表取締役　大田　勝彦

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	715
	固定資産	949
	繰延資産	2
	合計	1,666
負債純資産及び部	流動負債	584
	固定負債	954
	株主資本	128
	資本金	10
	利益剰余金	118
	その他利益剰余金	118
	（うち当期純利益）	(22)
	合計	1,666

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百四十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

東京都大田区千鳥二丁目三八番五号
千蔵工業株式会社
代表取締役　吉田　毅

第 60 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 20 日

東京都大田区千鳥二丁目38番５号
千蔵工業株式会社
代表取締役　吉田　毅

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,215	流動負債	727
固定資産	1,696	賞与引当金	24
		固定負債	714
		退職給付引当金	94
		株主資本	2,469
		資本金	38
		利益剰余金	2,446
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	2,435
		（うち当期純利益）	(43)
		自己株式	△15
資産合計	3,911	負債・純資産合計	3,911

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　九十九頁（号外第一四四号）

（乙）左記のとおりです。
令和七年十一月二十日
東京都板橋区蓮沼町七五番一号
（甲）株式会社テクノオプティス
代表取締役社長　大出　顕
東京都昭島市武蔵野三丁目一一番一〇号ワイエイシイホールディングス株式会社内
（乙）ＴＴホールディングス株式会社
代表取締役　百瀬　武文

第 2 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 20 日
東京都昭島市武蔵野三丁目11番10号
ワイエイシイホールディングス株式会社内
ＴＴホールディングス株式会社
代表取締役　百瀬　武文

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	20,364
	固定資産	651,813
	繰延資産	0
	資産合計	672,178
負債及び純資産の部	流動負債	695,035
	固定負債	0
	株主資本	△22,856
	資本金	1,000
	利益剰余金	△23,856
	その他利益剰余金	△23,856
	（うち当期純損失）	(3,495)
	負債・純資産合計	672,178

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき合併を予定しています。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ichiko.co.jp
（乙）左記のとおりです。
令和七年十一月二十日
東京都千代田区丸の内三丁目三番一号
（甲）第一工業株式会社
代表取締役社長　佐野　浩康
埼玉県戸田市笹目一丁目四番一号
（乙）株式会社メトロテック
代表取締役社長　矢部　友康

第 38 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 20 日
埼玉県戸田市笹目一丁目４番１号
株式会社メトロテック
代表取締役社長　矢部　友康

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	208,965
	固定資産	22,927
	資産合計	231,892
負債及び純資産の部	流動負債	57,421
	固定負債	15,114
	株主資本	159,356
	資本金	30,000
	利益剰余金	129,356
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	121,856
	（うち当期純利益）	(2,116)
	負債・純資産合計	231,892

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十八日
掲載頁　八十四頁（号外第六十九号）

（乙）左記のとおりです。
令和七年十一月二十日
大阪府豊中市豊南町東四丁目五番一号
（甲）マリンフード株式会社
代表取締役　吉村　直樹
滋賀県野洲市南櫻一八三一番地二
（乙）株式会社セブンズ
代表取締役　川村　敏美

第 12 期決算公告

令和７年11月20日
滋賀県野洲市南櫻1831番地２
株式会社セブンズ
代表取締役　川村　敏美

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	199,770
	固定資産	69,064
	資産合計	268,834
負債及び純資産の部	流動負債	20,283
	固定負債	126,458
	負債合計	146,741
	株主資本	122,093
	資本金	10,000
	利益剰余金	112,093
	その他利益剰余金	112,093
	（うち当期純利益）	(29,283)
	純資産合計	122,093
	負債・純資産合計	268,834

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十六日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

熊本市東区長嶺南八丁目一五番二七号

マイクロアトム株式会社

代表取締役　包原　昊

第６期決算公告

令和７年11月20日

熊本市東区長嶺南八丁目15番27号

マイクロアトム株式会社

代表取締役　包原　昊

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	21,760
	固定資産	42,480
	合計	64,240
負純資産の債及び部	流動負債	33,965
	固定負債	33,000
	株主資本	△2,725
	資本金	8,000
	利益剰余金	△10,725
	その他利益剰余金	△10,725
	（うち当期純利益）	(167)
	合計	64,240

第58期決算公告

令和７年９月22日

東京都江東区豊洲四丁目１番１号

株式会社トヨスピア

代表取締役　渡辺　哲三

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	503,903
	固定資産	231,971
	資産合計	735,874
負純資産の債及び部	流動負債	29,195
	固定負債	134,395
	株主資本	572,284
	資本金	34,500
	利益剰余金	537,784
	利益準備金	8,925
	その他利益剰余金	528,859
	（うち当期純利益）	(41,273)
	負債・純資産合計	735,874

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

仙台市若林区土樋一〇四番地

（甲）株式会社福祉ケアサービス

代表取締役　阿部　孝治

仙台市若林区土樋一〇四番地

（乙）株式会社太陽の郷

代表取締役　阿部　孝治

第４期決算公告

令和７年11月20日

仙台市若林区土樋104番地

株式会社太陽の郷

代表取締役　阿部　孝治

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	38,365
	固定資産	221
	繰延資産	275
	合計	38,862
負純資産の債及び部	流動負債	37,353
	固定負債	27,851
	株主資本	△26,342
	資本金	10,000
	利益剰余金	△36,342
	その他利益剰余金	△36,342
	（うち当期純損失）	(15,437)
	合計	38,862

第23期決算公告

令和７年11月20日

仙台市若林区土樋104番地

株式会社福祉ケアサービス

代表取締役　阿部　孝治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	149,472
	固定資産	325,634
	繰延資産	178,291
	合計	653,398
負純資産の債及び部	流動負債	38,612
	固定負債	17,061
	株主資本	597,724
	資本金	50,000
	資本剰余金	12,500
	資本準備金	12,500
	利益剰余金	535,224
	その他利益剰余金	535,224
	（うち当期純損失）	(51,039)
	合計	653,398

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

東京都新宿区西新宿七―四―七イマス浜田ビル五階

（甲）株式会社エスペラント

代表取締役　吉冨　知香

東京都新宿区西新宿八丁目八番一三号

（乙）デイラボ株式会社

代表取締役　吉冨　道夫

第３期決算公告

令和７年11月20日

東京都新宿区西新宿八丁目８番13号

デイラボ株式会社

代表取締役　吉冨　道夫

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,395
	繰延資産	229
	資産合計	4,624
負純資産の債及び部	流動負債	859
	固定負債	6,063
	負債合計	6,922
	株主資本	△2,297
	資本金	1,000
	利益剰余金	△3,297
	その他利益剰余金	△3,297
	（うち当期純利益）	(2,542)
	純資産合計	△2,297
	負債・純資産合計	4,624

第14期決算公告

令和７年11月20日

東京都新宿区西新宿７―４―７イマス浜田ビル５階

株式会社エスペラント

代表取締役　吉冨　知香

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	78,230
	固定資産	6,548
	資産合計	84,778
負純資産の債及び部	流動負債	1,335
	負債合計	1,335
	株主資本	83,442
	資本金	3,000
	利益剰余金	80,442
	その他利益剰余金	80,442
	（うち当期純利益）	(2,927)
	純資産合計	83,442
	負債・純資産合計	84,778

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目五番六号

（甲）アスラポート株式会社

代表取締役　川上　英二

大阪府大阪市北区錦町四番八二号

（乙）株式会社スパイシークリエイト

代表取締役　川上　英二

第16期決算公告

令和７年11月20日

大阪府大阪市北区錦町４番82号

株式会社スパイシークリエイト

代表取締役　川上　英二

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,168
	固定資産	13,158
	合計	36,326
負純資産の債及び部	流動負債	375,845
	固定負債	13,707
	株主資本	△353,227
	資本金	10,000
	利益剰余金	△363,227
	その他利益剰余金	△363,227
	（うち当期純損失）	(12,551)
	合計	36,326

第３期決算公告

令和７年11月20日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目５番６号

アスラポート株式会社

代表取締役　川上　英二

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	809,270
	固定資産	1,256,683
	合計	2,065,953
負純資産の債及び部	流動負債	643,467
	固定負債	396,840
	株主資本	1,025,646
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,045,764
	資本準備金	793,539
	その他資本剰余金	252,224
	利益剰余金	△30,118
	その他利益剰余金	△30,118
	（うち当期純利益）	(4,747)
	合計	2,065,953

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十日

神奈川県小田原市鬼柳一八四番五

（甲）株式会社フジミ

代表取締役　清　元秀

神奈川県相模原市中央区相生四丁目四番一三号

（乙）田辺塗料株式会社

代表取締役　清　元秀

第49期決算公告

令和７年11月20日

神奈川県相模原市中央区相生四丁目４番13号

田辺塗料株式会社

代表取締役　清　元秀

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	45,882,967
	固定資産	1,433,152
	資産合計	47,316,119
負純資産の債及び部	流動負債	31,172,195
	固定負債	16,660,000
	株主資本	△516,076
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△20,516,076
	その他利益剰余金	△20,516,076
	（うち当期純損失）	（780,857）
	負債・純資産合計	47,316,119

第54期決算公告

令和７年11月20日

神奈川県小田原市鬼柳184番５

株式会社フジミ

代表取締役　清　元秀

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	520,813,705
	固定資産	863,022,370
	繰延資産	9,263,340
	資産合計	1,393,099,415
負純資産の債及び部	流動負債	738,878,875
	固定負債	355,116,550
	株主資本	299,103,990
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	249,103,990
	その他利益剰余金	249,103,990
	（うち当期純利益）	（6,217,257）
	負債・純資産合計	1,393,099,415

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月二十九日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

長野県上伊那郡南箕輪村二三八〇番地七七六

（甲）株式会社信濃開発

代表取締役　小泉　秀俊

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪一二六四五番地七

（乙）株式会社天地

代表取締役　小泉　秀俊

第11期決算公告　令和７年11月20日

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12645番地７

株式会社天地

代表取締役　小泉　秀俊

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	77,775
	固定資産	11,824
	合計	89,599
負純資産の債及び部	流動負債	11,423
	固定負債	5,535
	株主資本	72,641
	資本金	3,300
	利益剰余金	69,341
	その他利益剰余金	69,341
	（うち当期純利益）	（13,631）
	合計	89,599

第33期決算公告　令和７年11月20日

長野県上伊那郡南箕輪村2380番地776

株式会社信濃開発

代表取締役　小泉　秀俊

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	60,271
	固定資産	294,258
	合計	354,529
負純資産の債及び部	流動負債	90,351
	固定負債	161,303
	株主資本	102,875
	資本金	30,000
	利益剰余金	72,875
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	72,125
	（うち当期純利益）	（5,245）
	合計	354,529

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

京都市左京区浄土寺下馬場町四九番地

（甲）株式会社酒八

代表取締役　大東　赳彦

京都市左京区浄土寺下馬場町四九番地

（乙）ＤＩＧ　ＴＨＥ　ＬＩＮＥ株式会社

代表取締役　大東　赳彦

第６期決算公告

令和７年11月20日

京都市左京区浄土寺下馬場町49番地

ＤＩＧ　ＴＨＥ　ＬＩＮＥ株式会社

代表取締役　大東　赳彦

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	53,731,084
	固定資産	50,467,548
	繰延資産	49,172
	合計	104,247,804
負純資産の債及び部	流動負債	71,748,159
	固定負債	185,453,000
	株主資本	△152,953,355
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△153,953,355
	その他利益剰余金	△153,953,355
	（うち当期純損失）	（41,834,809）
	合計	104,247,804

第12期決算公告

令和７年11月20日

京都市左京区浄土寺下馬場町49番地

株式会社酒八

代表取締役　大東　赳彦

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	20,524,648
	固定資産	246,288,276
	繰延資産	2,046,670
	合計	268,859,594
負純資産の債及び部	流動負債	206,117,829
	固定負債	62,414,000
	株主資本	327,765
	資本金	100,000
	利益剰余金	227,765
	その他利益剰余金	227,765
	（うち当期純利益）	（4,331,628）
	合計	268,859,594

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十日

大阪府貝塚市脇浜一丁目一六番三六号

（甲）株式会社小西建設

代表取締役　小西喜代一

大阪府貝塚市脇浜一丁目一六番三六号

（乙）株式会社井上商事

代表取締役　井上恵美子

決　算　公　告

令和７年11月20日

大阪府貝塚市脇浜一丁目16番36号

株式会社井上商事

代表取締役　井上恵美子

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,480
	固定資産	60,504
	繰延資産	300
	合計	66,285
負純資産の債及び部	流動負債	38,553
	株主資本	27,731
	資本金	15,000
	利益剰余金	12,731
	その他利益剰余金	12,731
	（うち当期純利益）	（188）
	合計	66,285

決　算　公　告

令和７年11月20日

大阪府貝塚市脇浜一丁目16番36号

株式会社小西建設

代表取締役　小西喜代一

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	855,509
	固定資産	304,704
	合計	1,160,214
負純資産の債及び部	流動負債	93,179
	株主資本	1,067,035
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,027,035
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,017,035
	（うち当期純利益）	（64,272）
	合計	1,160,214

第62期決算公告

令和７年10月27日
東京都江東区木場２丁目13番18号
共立物産株式会社
代表取締役　八柄　朋代

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	612,865,815
	固定資産	269,482,156
	資産合計	**882,347,971**
負純資産債及のび部	流動負債	67,074,691
	株主資本	815,273,280
	資本金	36,000,000
	利益剰余金	1,046,916,480
	利益準備金	9,000,000
	その他利益剰余金	1,037,916,480
	（うち当期純利益）	(55,187,334)
	自己株式	△267,643,200
	負債・純資産合計	**882,347,971**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十一月二十日
名古屋市中区栄一丁目九番一六号
（甲）山藤福谷株式会社
代表取締役　福谷藤七郎
愛知県豊橋市花田町字石塚二六番地の二
（乙）マルケイ倉庫株式会社
代表取締役　富澤　功

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による増加額を減少することといたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十一月二十日
名古屋市中区栄一丁目九番一六号
山藤福谷株式会社
代表取締役　福谷藤七郎

第112期決算公告

令和７年11月20日
愛知県豊橋市花田町字石塚26番地の２
マルケイ倉庫株式会社
代表取締役　富澤　功

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	38,124
	固定資産	256,797
	合計	**294,922**
負純資産債及のび部	流動負債	115,718
	固定負債	0
	株主資本	179,203
	資本金	40,000
	資本剰余金	8
	利益剰余金	140,049
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	130,049
	（うち当期純利益）	(19,956)
	自己株式	△855
	合計	**294,922**

第86期決算公告

令和７年11月20日
名古屋市中区栄一丁目９番16号
山藤福谷株式会社
代表取締役　福谷藤七郎

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	196,538
	固定資産	667
	合計	**197,206**
負純資産債及のび部	流動負債	1,342
	固定負債	2,120
	株主資本	193,744
	資本金	3,240
	資本剰余金	522
	利益剰余金	189,981
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	184,981
	（うち当期純利益）	(1,354)
	合計	**197,206**

第26期決算公告

令和７年６月６日
東京都杉並区桃井４丁目１番３号
株式会社モッピーアンドナナ
代表取締役　宮崎　修平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,033
	固定資産	4,193
	資産合計	**45,227**
負純資産債及のび部	流動負債	827,525
	株主資本	△782,297
	資本金	75,000
	資本剰余金	48,000
	資本準備金	48,000
	利益剰余金	△905,297
	その他利益剰余金	△905,297
	（うち当期純損失）	(28,304)
	負債・純資産合計	**45,227**

第99期決算公告

令和７年10月27日
新潟県新発田市上赤谷1184番地
赤谷電気工業株式会社
代表取締役　安西　孝史

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	328,635
	固定資産	276,459
	資産合計	**605,095**
負純資産債及のび部	流動負債	21,111
	固定負債	13,542
	株主資本	570,441
	資本金	30,000
	資本剰余金	5,755
	（資本準備金）	(5,755)
	利益剰余金	534,686
	（その他利益剰余金）	(534,686)
	（うち当期純利益）	(29,020)
	負債・純資産合計	**605,095**

第７期決算公告

令和７年10月15日
東京都文京区小石川１－１－17
一般社団法人ＪＣｏＭａａＳ
代表理事　中村　文彦

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,424,995
	固定資産	0
	繰延資産	0
	合計	**5,424,995**
負味債財及産びの正部	流動負債	329,097
	固定負債	0
	負債合計	**329,097**
	前期繰越正味財産	7,929,957
	当期正味財産増減額	△2,834,059
	正味財産合計	**5,095,898**
	合計	**5,424,995**

第36期決算公告

令和７年11月20日

神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目２番37号
株式会社テラ
代表取締役　佐藤　渉

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,279,555
	固定資産	1,129,163
	合計	**2,408,718**
負債及び純資産の部	流動負債	560,930
	（賞与引当金）	(28,161)
	固定負債	601,162
	（退職給与引当金）	(114,242)
	株主資本	1,246,625
	資本金	49,640
	資本剰余金	27,150
	資本準備金	27,150
	利益剰余金	1,190,861
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,185,861
	（うち当期純利益）	(86,333)
	自己株式	△21,025
	合計	**2,408,718**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十日
神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目二番三七号
（甲）株式会社テラ
代表取締役　佐藤　渉
神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目二番三七号
（乙）株式会社Ｕｎｎｅｏｎ
代表取締役　佐藤　渉

第２期決算公告

令和７年11月20日
神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目２番37号
株式会社Ｕｎｎｅｏｎ
代表取締役　佐藤　渉

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,767
	固定資産	13,138
	合計	**25,905**
負純資産債及のび部	流動負債	20,311
	（賞与引当金）	(1,315)
	固定負債	29,750
	株主資本	△24,156
	資本金	9,000
	利益剰余金	△33,156
	その他利益剰余金	△33,156
	（うち当期純損失）	(30,937)
	合計	**25,905**

第 39 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 20 日

名古屋市中区栄二丁目４番35号

株式会社クレールコーポレーション

代表取締役　坂井　幸治

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	203,741
	固定資産	2,294,159
	合計	2,497,900
負債及び純資産の部	流動負債	582,681
	固定負債	2,136,327
	株主資本	△221,108
	資本金	80,000
	資本剰余金	700,000
	資本準備金	365,000
	その他資本剰余金	335,000
	利益剰余金	△985,208
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	△997,708
	（うち当期純利益）	(54,288)
	自己株式	△15,900
	合計	2,497,900

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和七年十一月二十日

名古屋市中区栄二丁目四番三五号

（甲）株式会社クレールコーポレーション

代表取締役　坂井　幸治

名古屋市天白区御幸山四〇七番地

（乙）株式会社ＳＢ商事

代表取締役　坂井　幸治

第 10 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 20 日

名古屋市天白区御幸山407番地

株式会社ＳＢ商事

代表取締役　坂井　幸治

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	108,404
	固定資産	2,437,500
	合計	2,545,904
負債及び純資産の部	流動負債	393,026
	固定負債	1,642,365
	株主資本	510,512
	資本金	202,000
	利益剰余金	308,512
	利益準備金	202
	その他利益剰余金	308,310
	（うち当期純利益）	(54,446)
	合計	2,545,904

第 18 期決算公告　令和７年11月20日

愛媛県松山市姫原三丁目４―13

株式会社タイムレスプロパティーズ

代表取締役　武智　正晴

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	455,186
	固定資産	9,885,902
	合計	10,341,088
負債及び純資産の部	流動負債	1,670,104
	固定負債	536,339
	株主資本	8,134,645
	資本金	5,000
	資本剰余金	6,606,331
	その他資本剰余金	6,606,331
	利益剰余金	1,523,314
	その他利益剰余金	1,523,314
	（うち当期純利益）	(201,321)
	合計	10,341,088

第 35 期決算公告　令和７年11月20日

愛媛県松山市姫原三丁目４―13

株式会社ベルモニー

代表取締役　武智　正晴

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,360,051
	固定資産	17,526,708
	合計	30,886,759
負債及び純資産の部	流動負債	2,510,267
	固定負債	16,695,026
	（雑収入復活引当金）	(55,323)
	株主資本	11,681,466
	資本金	20,000
	利益剰余金	11,661,466
	その他利益剰余金	11,661,466
	（うち当期純利益）	(1,026,173)
	合計	30,886,759

第 8 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 20 日

横浜市戸塚区上倉田町908番地

ＳＢＣメディカルグループ株式会社

代表取締役　相川　慶子

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,479,598
	固定資産	7,635,274
	合計	26,114,873
負債及び純資産の部	流動負債	5,043,530
	固定負債	107,484
	株主資本	21,222,737
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,525,579
	資本準備金	22,000
	その他資本剰余金	2,503,579
	利益剰余金	18,687,157
	その他利益剰余金	18,687,157
	（うち当期純利益）	(2,398,497)
	評価・換算差額等	△258,879
	合計	26,114,873

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十日

横浜市戸塚区上倉田町九〇八番地

（甲）ＳＢＣメディカルグループ株式会社

代表取締役　相川　慶子

東京都新宿区西新宿六丁目三番一号新宿アイランドウイング七階

（乙）ＳＢＣマーケティング株式会社

代表取締役　相川　慶子

第 3 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 20 日

東京都新宿区西新宿六丁目３番１号

新宿アイランドウイング７階

ＳＢＣマーケティング株式会社

代表取締役　相川　慶子

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,432,946
	固定資産	80,659
	合計	3,513,605
負債及び純資産の部	流動負債	1,982,545
	株主資本	1,531,059
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,521,059
	その他利益剰余金	1,521,059
	（うち当期純利益）	(1,514,331)
	合計	3,513,605

第 64 期 決 算 公 告

令和７年９月17日

川崎市高津区坂戸三丁目２番１号Ｒ＆Ｄビジネスパークビル Ｄ棟11階1142号室

株式会社サニクリーン東京

代表取締役　レスリー　ケン　ヤマダ

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,065,115
	固定資産	7,198,592
	資産合計	13,263,708
負債及び純資産の部	流動負債	1,508,473
	賞与引当金	187,390
	その他の流動負債	1,321,083
	固定負債	1,462,758
	退職給付引当金	737,586
	役員退職慰労引当金	224,961
	その他の固定負債	500,210
	負債合計	2,971,232
	株主資本	10,292,476
	資本金	50,688
	利益剰余金	10,241,788
	利益準備金	12,672
	その他利益剰余金	10,229,116
	（うち当期純利益）	(266,831)
	純資産合計	10,292,476
	負債・純資産合計	13,263,708